

【資料編】

III 在日米軍基地の再編、返還

資料 18

第 14 回日米安全保障協議委員会合意事項（関東計画）

外務省情報文化局発表（抄）

- 1 安全保障協議委員会の第 14 回会合は、昭和 48 年 1 月 23 日に外務省で開かれた。
日本側からは大平外務大臣と増原防衛庁長官、米側からはインガソル駐日大使とガイラー太平洋軍総司令官が出席し、また、補佐のため両国の関係者が列席した。

2～4 略

- 5 委員会は、また、在日米軍による施設・区域の使用に関する事項を討議した。日本側は、全国的な急速な都市化にみられるような最近の社会、経済及び環境の変化を指摘するとともに沖縄における施設・区域について、安保条約の目的に合致し相互に受諾可能な調整を図る旨の昭和 47 年 1 月のサン・クレメンテにおける佐藤総理大臣とニクソン大統領との間の合意に言及し、これらの見地から、日本本土及び沖縄の双方において、施設・区域の統合を一層実施すべきであることを強調した。

米側は、日本における施設・区域の数を削減し残余を統合する努力を払う際には、人口稠密地域において深刻化している土地問題及び安保条約の目的上必要でなくなった施設・区域の返還についての日本政府の要望を考慮に入れていることを説明しニクソン・ドクトリン及び地位協定に沿って、日本の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与する施設・区域を日本において維持することが米側の意図であることを再確認するとともに、施設・区域及び人員の削減の多くは日本国内における統合によるものであって、安保条約下における米側の義務を遂行する能力はこれによって影響を受けるものではないことを指摘した。

- 6 （抄）委員会は、過去数カ月間継続した両国政府間の協議を通じてとりまとめられた関東平野地域における施設・区域の整理・統合計画を検討し、このような整理・統合が日米両国の利益と政策に合致するものであることを認め、同計画を了承した。

この計画に従って、米国は、関東平野地域における空軍施設を削減し、その大部分を横田飛行場に統合するとともに、次の施設・区域を日本側に返還することとなった。

- ①府中空軍施設の大部分
- ②キャンプ朝霞(南地区)の大部分
- ③立川飛行場(大和空軍施設を含む)
- ④関東村住宅地区
- ⑤ジョンソン飛行場住宅地区の大部分
- ⑥水戸空対地射爆撃場

右の計画は、日米合同委員会における手続きを経て向う 3 年間に実施されるが、これは昭和 51 年 3 月までに相当数の米軍人・軍属及び日本人従業員の削減を伴うこととなる。

双方は、日本人従業員の再就職を援助するためのあらゆる努力を含め、施設・区域の統合によって影響を受けるすべての人々の困難を軽減するために、最善を尽くすとの意図を確認した。

また、米側は、日本側に対し、大部分の場合、解雇の事前通告を 90 日前に日本政府に対して行うことを確約した。

7 略

- 8 委員会は、将来の極東における国際情勢及びこれに関する在日米軍施設・区域のあり方について更に検討、討議することの重要性を認識し、このような討議を新たに設置された安保運用協議会を含む両国政府間の種々の経路を通じて行うことに合意した。

資料 19

返還財産の処分条件について（大蔵省通達）

昭和 54. 12. 24 付蔵理第 4824 号

大蔵省理財局長から各財務局長、沖縄総合事務局長宛

在日米軍から返還された財務省所管普通財産（旧軍港市転換法（昭和 25 年法律第 220 号）第 4 条又は第 5 条（特別の措置）の規定を適用する場合の当該財産を除く。以下「返還財産」という。）を地方公共団体等に対して処分（貸付けを含む。以下同じ。）をしようとする場合において、当該処分につき優遇措置を定めている法令を適用するときの取扱いを、昭和 51 年 6 月 21 日付国有財産中央審議会答申「米軍提供財産の返還後の利用に関する基本方針について」（以下、「答申」という。）の趣旨に沿って、普通財産の処分条件に係る他の通達の規程にかかわらず、下記のように定め、昭和 54 年 11 月 1 日以後処分する財産について適用することとしたから、了知されたい。

なお、昭和 53 年 5 月 24 日付蔵理第 2104 号「返還財産の処理について」は、廃止する。

記

1 対象財産

返還財産のうち未利用の土地（使用承認、管理委託等により暫定的に使用されているものを含む。）で、昭和 32 年 1 月 1 日以降に返還されたものに適用する。

2 処分条件

返還財産を、別表第 1 又は別表第 2 の A 欄に定める施設の用に供しようとする地方公共団体等に処分をしようとする場合におけるこれらの表の B 欄に定める法令上の優遇措置の適用については、それぞれ、これらの表の C 欄に定めるところによるものとする。

なお、処分相手方が水害予防組合又は土地改良区である場合の取扱いについては、別表第 1 に定める地方公共団体についての取扱いに準ずるものとする。

更に、別表第 1 第 10 項（4 割減額売払い）の適用に関しては、次の各号のいずれかに該当する場合には、同項 C 欄の規定にかかわらず、時価からその 4 割 5 分を減額した対価により売り払うことができるものとする。

（1）返還財産を高等学校の用地として売り払う場合において、当該学校の設置場所が、文部科学省において、高等学校の新增設建築物整備補助金の交付に当たり、高等学校の生徒が急増している都道府県と認めた区域内にあるとき。

（2）返還財産を別表第 1 第 10 項 A 欄の（1）から（3）まで、（7）及び（9）から（12）までに掲げる施設のうち別表第 3 に掲げるものの用地として売り払う場合において、当該施設の設置場所が首都圏整備法（昭和 31 年法律第 83 号）第 2 条に規定する既成市街地又は近郊整備地帯の区域内にあるとき。

3 優遇措置の適用面積

上記 1 に定めるところによって、売払いに当たり優遇措置を適用することができる面積は、適正規模（昭和 48 年 12 月 26 日付蔵理第 5722 号「国有財産特別措置法の規定により普通財産を減額譲渡又は貸付する場合の取扱いについて」記第 1 の 2(1)に定める適正規模をいう。以下同じ。）の範囲内に限るものとし、やむを得ず適正規模を超える面積を売り払う場合には、当該超える面積については、時価によるものとする。

4 本省承認

特別の事情があるため、本通達に定めるところと異なる処理をすることが適当であると認められる場合には、理財局長の承認を得た上、当該処理をすることができるものとする。

別表第 1

処分相手方が地方公共団体の場合

欄 項	A (施 設)	B (優遇措置を定める法令の規定)	C (処分条件)
1	(1) 火 葬 場 (2) 墓 地 (3) ごみ処理施設 (4) 尿尿処理施設 (5) と 畜 場	国有財産法(昭和 23 年法律第 73 号)第 22 条第 1 項第 1 号及び第 28 条第 4 号	譲与又は無償貸付け
2	公共下水道、流域下水道及び都市下水路	下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 36 条	
3	都道府県道及び市町村道	道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 90 条第 2 項	
4	(1) た め 池 (2) 用排水路 (3) 信 号 機 (4) 道路標識 (5) 国有財産法施行令(昭和 23 年政令第 246 号)第 15 条(小規模な施設)に規定する施設	国有財産法第 22 条第 1 項第 1 号	無償貸付け
5	(1) 水道施設 (2) 防波堤、岸壁、さん橋、上屋等の臨港施設	国有財産特別措置法(昭和 27 年法律第 219 号。以下「措置法」という。)第 2 条第 1 項	
6	(1) 緑 地 (2) 公 園	国有財産法第 22 条第 1 項第 1 号	処分する面積の 3 分の 2 について無償貸付け、残りの 3 分の 1 について時価売払い
7	(1) 国有財産特別措置法施行令(昭和 27 年政令 264 号。以下「政令」という。)第 2 条第 1 項に規定する保護施設(救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設及び宿所提供施設) (2) 政令第 2 条第 2 項に規定する児童福祉施設(助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設) (3) 政令第 2 条第 3 項に規定する障害者支援施設 (4) 政令第 2 条第 4 項に規定する老人福祉施設(老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム)	措置法第 2 条第 2 項第 1 号から第 4 号まで	時価からその 5 割を減額した対価による売払い
8	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の用に供する施設	措置法第 2 条第 2 項第 5 号	
9	更生保護事業法(平成 7 年法律第 86 号)第 49 条の規定に基づき保護観察所の長の委託を受けて行う保護の用に主として供する施設	措置法第 2 条第 2 項第 6 号	
10	学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校の施設(学校給食の実施に必要な施設を含む。以下「学校施設」という。)のうち小学校、中学校、中等教育学	措置法第 2 条第 2 項第 7 号	

	校（前期課程に限る。）、特別支援学校の施設で、政令第2条第7項各号に規定する地域にあるもの		
11	(1) 措置法第3条第1項第1号イに規定する医療施設及び保健所の施設 (2) 同号ロに規定する社会福祉事業の用に供する施設のうち本表第7項A欄に掲げる施設以外のもの (3) 同号ハに規定する学校施設のうち本表第10項A欄に掲げる施設以外のもの (4) 同号ニに規定する公民館の施設 (5) 同号ホに規定する公立図書館の施設 (6) 同号ヘに規定する公立博物館の施設 (7) 同号トに規定する職業能力開発校、職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター及び障害者職業能力開発校の施設 (8) 同号チに規定する更生保護事業施設のうち本表第9項A欄に掲げる施設以外のもの (9) 同号リに規定する農業者研修教育施設その他これに準ずる施設 (10) 同号ヌに規定する住民に賃貸する目的で経営する住宅施設 (11) 同号ルの規定に基づき政令第3条第1項に規定する公害の状況を把握し、又は公害の防止のための規制の措置を適正に実施するために必要な監視又は測定に関する施設及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物の処理施設（ごみ処理施設及びし尿処理施設を除く。） (12) 措置法第3条第1項第1号ワの規定に基づき政令第3条第2項に規定する体育館、水泳プール及び運動場 (13) 同号ワの規定に基づき政令第3条第3項に規定する排水ポンプ、俵、丸太その他の水防に必要な器具、又は資材を保管するための施設、消防自動車、動力消防ポンプ、その他の消防の用に供する機械器具を保管するための施設、消防の用に供する望楼及び警鐘台その他の防災上必要な監視又は通信に関する施設及び救急自動車を保管するための施設	第3条第1項第1号イからワまで	時価からその4割を減額した対価による売払い

別表第 2

処分相手方が地方公共団体以外の場合

欄 項	A (施 設)	B (優遇措置を定める法令の規定)	C (処分条件)
1	(1) 社会福祉法人が生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)、老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)、身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)、又は知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)の規定に基づき都道府県知事又は市町村長の委託を受けて行う当該委託に係る保護又は措置等の用に主として供する施設 (2) 社会福祉法人が措置法第 2 条第 2 項第 3 号ハに掲げる用に供する施設 (同号イ又はロに掲げる用に併せて供するときに限る。) (3) 社会福祉法人が措置法第 2 条第 2 項第 4 号ロに掲げる用に供する施設 (4) 社会福祉法人が措置法第 2 条第 2 項第 4 号ハに掲げる用に供する施設	措置法第 2 条第 2 項第 1 号から第 4 号まで	時価からその 5 割を減額した対価による売払い
2	社会福祉法人が社会福祉法第 2 条に規定する社会福祉事業の用に供する施設のうち前項 A 欄に掲げる施設以外のもの (同法第 58 条第 1 項の規定により助成を行うことができる場合に限る)	措置法第 3 条第 1 項第 4 号及び第 2 項	時価からその 4 割を減額した対価による売払い
3	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 (平成 18 年法律第 77 号) 第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の用に供する施設 (児童福祉法第 56 条の 2 第 1 項の規定により助成を行うことができる場合に限る)	措置法第 2 条第 2 項第 5 号	時価からその 5 割を減額した対価による売払い
4	更生保護法人が更生保護事業法第 49 条の規定に基づき保護観察所の長の委託を受けて行う保護の用に主として供する施設	措置法第 2 条第 2 項第 6 号	時価からその 5 割を減額した対価による売払い
5	更生保護法人が更生保護事業法第 2 条第 1 項に規定する更生保護事業の用に供する施設のうち前項 A 欄に掲げる施設以外のもの (同法第 58 条の規定により補助を行うことができる場合に限る)	措置法第 3 条第 1 項第 4 号及び第 2 項	時価からその 4 割を減額した対価による売払い
6	学校法人が設置する学校施設のうち小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校及び幼稚園の施設 (私立学校法 (昭和 24 年法律第 270 号) 第 59 条の規定により助成を行うことができる場合に限る)	同上	時価からその 4 割を減額した対価による売払い
7	学校法人が設置する学校施設のうち前項 A 欄に掲げる施設以外のもの (私立学校法第 59 条の規定により助成を行うことができる場合に限る)	同上	時価からその 2 割 5 分を減額した対価による売払い

8	日本赤十字社がその業務のうち社会福祉事業法第 2 条に規定する社会福祉事業の用に供する施設（日本赤十字社法（昭和 27 年法律第 305 号）第 39 条第 1 項の規定により助成を行うことができる場合に限る）	同上	時価からその 4 割を減額した対価による売払い
9	日本赤十字社がその業務の用に供する施設のうち前項 A 欄に掲げる施設以外のもの（日本赤十字社法第 39 条第 1 項の規定により助成を行うことができる場合に限る）	同上	時価からその 2 割 5 分を減額した対価による売払い
10	東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、地方道路公社又は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が設置する道路	道路整備特別措置法（昭和 31 年法律第 7 号）第 51 条第 8 項	処分する面積の 2 分の 1 について無償貸付け、残りの 2 分の 1 について時価売払い

別表第 3

4 割 5 分減額売払い対象施設一覧表

本通達別表第 1 第 11 項 A 欄の号	施 設 名
(1)	医療施設及び保健所の施設
(2)	社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条第 2 項第 3 号に掲げる軽費老人ホーム 同項第 6 号に掲げる婦人保健施設 同項第 7 号に掲げる授産施設 同法同条第 3 項第 2 号に掲げる児童厚生施設 同項同号に掲げる児童の福祉の増進について相談に応ずる事業の用に供する施設 同項第 3 号に掲げる母子・父子福祉施設 同項第 4 号に掲げる老人福祉センター 同項第 5 号に掲げる補装具製作施設又は視聴覚障害者情報提供施設 同項第 11 号に掲げる隣保事業の用に供する施設
(3)	幼稚園の施設
(7)	職業能力開発校又は障害者職業能力開発校の施設
(9)	農業者研修教育施設その他これに準ずる施設
(10)	住民に賃貸する目的で経営する住宅施設
(11)	廃棄物の処理施設で「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（昭和 46 年法律第 70 号）第 3 条第 1 項に規定する公害防止対策事業に係るもの
(12)	体育館、水泳プール及び運動場

資料 20

大口返還財産の利用計画の一部変更について

大口返還財産の利用計画大綱については、みだりに変更すべきものではないが、事情やむ得ない場合はこれを認めることとし、大口返還財産の利用計画の一部変更処理基準を作成のうえ、60年10月28日に開催された第38回国有財産中央審議会に報告し、了承を得た。

大口返還財産の利用計画一部変更処理基準

1 基本方針

大口返還財産の利用計画の一部変更については、利用計画の全体的な整合性を維持しつつ、変更が真にやむを得ない場合に限り処理することとする。

2 基準

変更を認める範囲

用途の変更が別紙のそれぞれの「用途区分」の範囲内であること。

変更の必要性及び妥当性

イ 用途の変更が答申後の社会情勢の変化に照らし真にやむを得ないと認められるものであること。

ロ 変更する用途の緊急性が高く、かつ、早期に実施可能なものであること。

ハ 周辺の土地利用計画との整合性がとれていること。

ニ 用途の変更について関係機関全ての同意が得られていること。

3 具体的処理

具体的な利用計画の変更は、この基準に従い財務局において行うものとする。

4 報告

利用計画の一部変更を行った場合には、国有財産中央審議会に報告するものとする。

(別紙)

用 途 区 分 表

用途区分	具体的用途
都市開発	都市開発、業務市街地
公園、緑道	公園、緑道
公共公益施設 (文教施設を含む)	公民館、保健所、幼稚園、小学校、 中学校、高等学校、大学等
住宅	公営住宅、公団住宅
研究・研修施設	研修所等
自衛隊	訓練場、駐屯地
道路等	道路、鉄道
その他	流通港湾施設、広域防災基地等

(注) 学校から他の施設への変更の要望については、次の点に留意して、その必要性を十分に審査するものとする。

a 学校については、児童・生徒の急増により緊急な処理が望まれたことから、他の施設に優先して跡地の利用が認められた経緯があること。

b 学校は他の公共公益施設に比べその規模が大きいため、その用途変更は、利用計画全体に影響を及ぼす恐れもあること。

平成15年6月24日

財 務 大 臣
塩 川 正 十 郎 殿

財政制度等審議会会長
貝 塚 啓 明

「大口返還財産の留保地の今後の取扱いについて」

財政制度等審議会は、昭和48年4月26日付国有財産中央審議会に対する大蔵大臣の諮問「主要な米軍提供財産の返還後の利用について」を引き継ぎ、国有財産分科会において不動産部会を設置して、専門的観点に立って審議を行ってきた。ここにその成案を得たので答申する。

第1 はじめに

1. 大口返還財産についてのこれまでの答申

昭和48年1月、日米合同委員会において合意をみた米軍の基地集約化計画に基づき、米軍に提供されていた大規模な国有地のうち昭和48年から昭和57年にかけて11跡地（別紙参照）が返還された。

これらの大口返還財産の取扱いについては、昭和48年4月26日、大蔵大臣から国有財産中央審議会に対し、「主要な米軍提供財産の返還後の利用について」が諮問され、これまでに以下の答申がとりまとめられている。

- (1) 「米軍提供財産の返還後の利用に関する基本方針について」（昭和51年6月21日答申、以下「三分割答申」という。）

「三分割答申」においては、大口返還財産の有効利用を早期に実現するために、利用区分に関する統一的な処理基準及び留保地の考え方が示された。

① 利用区分に関する統一的な処理基準

「大都市及びその周辺に所在する大規模な返還財産（10万平方メートル程度以上の土地）については、特別のものを除き、おおむねその面積を3等分して、それぞれ次のように処理するものとする。

- (1) 地元地方公共団体等が利用する（A地区）
- (2) 国、政府関係機関等が利用する（B地区）
- (3) 当分の間処分を留保する（C地区）」

② C地区（留保地）の考え方

「この処理基準における留保地は、現時点では予測できない需要に備えるためのものである。特に最近のように、社会的、経済的変動の激しい時期においては、大規模な返還財産の全域にわたって具体的な利用計画を短期間に決めてしまうことは適当でなく、その一部について利用計画の策定を留保しておくことが、長期的にみて土地全体としてのより有効な活用に至ると考えられる。」

- (2) 各跡地ごとの「処理の大綱について」答申

昭和52年6月から平成6年6月にかけて、各跡地ごとに逐次、大口返還財産の土地利用の基本計画に相当する処理の大綱が決定された。

各跡地ごとの処理の大綱において、北富士演習場返還国有地を除く10跡地について留保地が設定された。

- (注1) 横浜海浜住宅地区跡地については、国有地と民有地が混在している状況にあり、横浜市による土地区画整理事業を施行する必要があったことから、「三分割答申」以前の昭和49年3月14日、国有地の集約化を図ることなどを盛り込んだ大綱が決定されている。

なお、本跡地の利用計画の決定及び留保地の設定は、「三分割答申」の基本方針に基づき、平成元年12月、国有財産関東地方審議会においてとりまとめられた答申に盛り込まれている。

- (注2) 北富士演習場返還国有地については、昭和48年3月、北富士演習場の存続と地元民生の安定とを両立させるため、本地を地元地方公共団体に払い下げて林業整備事業を営ませる方針が閣議了解されたことから、留保地を設定しなかった。

- (3) 「大口返還財産の留保地の取扱いについて」（昭和62年6月12日答申、以下「留保地答申」という。）

「三分割答申」の審議過程において、留保地については、各跡地の処理の大綱決定後5年間ないし10年間を目途に留保するという考え方が一応の前提とされていた。昭和57年までに関東村住宅地区を除く全ての跡地について処理の大綱が決定されたが、その後5年が経過して、留保地の取扱いについての新たな方針を定める必要が生じたため、「留保地答申」がとりまとめられた。

「留保地答申」では、次のような留保地の取扱いについての基本的考え方が示された。

留保地については、「①大都市圏に残された数少ないまとまった国有地であり、今後再びこのような土地が得られることは期待できないため、長期的観点からその有効活用を考える必要があること、②当審議会が答申した処理計画に従い、留保地以外の地区において各種施設等の整備が行われ、また今後も整備が進められる見込

みであり、それによって都市環境の改善及び防災性の向上が図られると考えられること、から引き続きできる限りこれを留保しておくことが望ましい」とされる一方、「留保地の利用要望がある場合は個別に検討し、必要性及び緊急性があると認められるものについては、留保地を利用することもやむを得ない」、「留保地は公用・公共用の用途に充てる」場合に例外的に利用が認められることとされた。（以下「原則留保、例外公用・公共用利用」という。）

2. 留保地の状況

- (1) 平成6年6月、関東村住宅地区跡地の処理の大綱が決定され、すべての跡地について処理計画が定められた。それまでに設定された留保地の面積は全体で653ヘクタールであるが、その後米軍より13ヘクタールが追加返還された結果、最終的に666ヘクタールが留保地に区分されている。

これらの留保地は、平成元年3月までは全て未利用であったが、その後地方公共団体等の要望に基づき個別に検討された上で利用が進められた。

この結果、平成15年3月末までに、留保地全体の40%、269ヘクタール（このうち国・政府関係機関86ヘクタール、地方公共団体等183ヘクタール）が公用・公共用に利用されたが、なお留保地全体の60%、397ヘクタールについては引き続き未利用となっている。

地方公共団体等への売却を開始した平成元年当時と比較すると、近年、地方公共団体等による留保地の購入の動きは極めて低水準にあり、過去5年間ににおける件数は2件にすぎない。

- (2) 「留保地答申」から16年が経過したが、この間に留保地を巡る事情は大きく変化した。

- ① 「留保地答申」当時はいわゆるバブルの拡大期で、東京都心部をはじめとして地価高騰が生じていた。その後のバブル崩壊に伴い、地価は長期間にわたり大幅に下落し続けている。
- ② 留保地周辺の市街化が急速に進展したため、広大な雑木林や荒れ地の状態として取り残された多くの留保地が住宅地や商業地に隣接することになり、結果的に都市形成を阻害している。
- ③ 多くの関係地方公共団体では、「留保地答申」後も暫くの間は財政事情にも余裕があり、地域開発の動きも活発であったが、その後の財政事情の悪化に伴い、利用構想を立てても、用地取得や施設整備の財源の目途が立たないため、現在では地域開発の動きが停滞している。

3. 留保地の取扱いに関する問題意識

留保地の取扱いについては、これまで「留保地答申」に示された「原則留保、例外公用・公共用利用」の基本的考え方に則ってきたところである。しかしながら、前述のとおり留保地を巡る事情は大きく変化してきており、今後、その活用について現実的な展望がないまま未利用の状態が継続すれば、国民経済的な観点から非効率であるとともに、望ましい都市形成を阻害すると考えられる。

最近の新しい動きとしては、

- ① 昨年4月制定された都市再生特別措置法において、急速な情報化、国際化、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に対応して、都市の魅力と国際競争力を高め、都市再生を実現することが国家的な重要課題とされている。
- ② 昨年12月制定された構造改革特別区域法では、構造改革特別区域の計画作成の際、地方公共団体が規制の特例措置を提案することができることとされているが、関係地方公共団体の一部から、留保地について、民間利用の容認と暫定的利用の拡大の提案がなされている。

また、近年、国の厳しい財政事情の下で、国有財産当局においては、売却手法の多様化、売却件数の大幅増加に取り組むなど未利用国有地の売却促進を図っているが、このような状況を踏まえ、留保地について原則留保の基本的考え方を維持することが国有財産行政上整合的かどうかの検討が必要となっている。

以上を踏まえれば、「留保地答申」など留保地の取扱いに関するこれまでの国有財産中央審議会の関係諸答申について、今日的な観点から抜本的な見直しを行うことが不可欠である。

財政制度等審議会国有財産分科会は、このような認識の下、同分科会に設置した不動産部会において、留保地の今後の取扱いについて検討を行うこととした。

第2 現地視察結果

当審議会国有財産分科会不動産部会では、平成15年4月、東京都立川市及び昭島市に所在する立川飛行場跡地と埼玉県朝霞市等に所在するキャンプ朝霞跡地の留保地について現地視察を実施した。

1. 立川飛行場跡地

立川飛行場跡地（総面積は460ヘクタール）は、昭和51年から52年にかけて返還された財産であり、昭和54年11月19日、国有財産中央審議会の答申において処理の大綱が決定された。

具体的には、大規模公園及び広域防災基地を二本の柱としながら、立川市、昭島市の市街地の健全な形成のために必要なオフィスビル等の業務地区を周囲に配置することとされ、地元地方公共団体等利用の地区が219ヘクタール、国・政府関係機関等利用の地区が130ヘクタール、留保地が111ヘクタールに区分され、それぞれの地区の処理が進められた。

現在未利用となっている留保地面積は、94ヘクタール（立川地区44ヘクタール、昭島地区50ヘクタール）となっている。

なお、現在の国営昭和記念公園は、地元地方公共団体等利用の区分に立地している。

(1) 立川地区の留保地

立川地区の約半分の留保地（24ヘクタール）については、都市基盤整備公団施行の土地区画整理事業が進行中であり、国の行政機関の移転整備や関係地方公共団体の庁舎整備が行われている。土地区画整理事業の対象となっていない残りの留保地（20ヘクタール）については、具体的な土地利用計画がない状況である。

土地区画整理事業区域を中心に都市基盤整備が計画的に図られ、周辺を含めて市街化が進展しているなかで、立川市としては、土地利用構想において、業務地区として位置付けられた3ヘクタールのエリアに民間企業等を誘致し、秩序ある都市形成を図りたいとしている。

また、立川市は、民間企業等を誘致する際に留保地の秩序ある街区整備を図るため、

- ① 国が地域の土地利用計画を踏まえた条件付きの入札を実施して売却すること
- ② 土地取得を条件とする民間企業の誘致が困難であることを勘案して、国自らが事業用定期借地の設定を行うことを要望している。

(2) 昭島地区の留保地

昭島地区の留保地の現状は、金網フェンスで囲われて全体に鬱蒼とした雑木林の状態にあり、米軍に提供していた当時の工作物も現存している。平成10年に東京都が土地利用構想を策定しているものの、その後の社会経済情勢の変化や財政事情の悪化などから、構想は具体化に至っていない。

昭島市は、当面は、民間活力による整備を検討するための具体的な土地需要や開発動向等の調査を行った上で、将来整備構想・土地利用計画案を策定する作業を進めている。

他方、東京都及び昭島市は、土地利用構想の具体化に向けて、改めて事業内容や整備手法（都市計画道路等の先行的な整備による段階的なまちづくりを含め）を検討していく意向である。

2. キャンプ朝霞跡地

キャンプ朝霞跡地（総面積は302ヘクタール）は、昭和46年から61年にかけて返還された財産であり、北地区、南地区及び根津地区の3地区に分かれ、昭和54年11月19日、国有財産中央審議会の答申において処理の大綱が決定された。

具体的には、公園の整備等により良好な生活環境の確保及び都市の防災性の向上を図りながら、この地域に不足している学校その他必要な都市施設の整備を行い、あわせて国の必要とする施設の用地を確保することとされ、地元地方公共団体等利用の地区が132ヘクタール、国・政府関係機関等利用の地区が94ヘクタール、留保地が66ヘクタールに区分され、それぞれの地区の処理が進められた。

現在未利用となっている留保地面積は、昭和61年に追加返還された北地区10ヘクタールを加え、23ヘクタールとなっている。このうち16ヘクタールが北地区に所在しており、現状は、金網フェンスで囲われた雑木林の状態にあり、米軍に提供していた当時の建物も一部現存している。

北地区の留保地について、朝霞市は、「留保地答申」の「原則留保、例外公用・公共用利用」の基本的考え方に則り、平成13年8月、8つのゾーニングを行うなどの市独自の土地利用構想を決定している。

このうち、例えば文教・学術機関誘致ゾーンとして8ヘクタールのエリアを設定しているが、現在の厳しい財政事情から朝霞市自らは当面購入できないとしており、構想の実現の目途は立っていない。

第3 留保地の今後の取扱い

留保地の今後の取扱いについては、当審議会国有財産分科会不動産部会において、これまでの留保地の取扱いについての前述のような問題意識の下、現地視察による現況把握の結果を踏まえつつ論点整理を行うとともに、関係地方公共団体に対し意見照会を行い、検討を行った。

当審議会は、同不動産部会がとりまとめた報告書を審議会の答申としてとりまとめたものである。

なお、本答申書においては、留保地の今後の取扱いに関する論点ごとに、同部会における各委員の主要な意見及び関係地方公共団体に対する意見照会の結果を記載しているが、これらは、あくまでも当審議会の結論に至る議論の経緯を明らかにすることを目的としたものである。

1. 基本方針

「留保地答申」においては、留保地の取扱いについて、「原則留保、例外公用・公共用利用」を基本的考え方とし、一定の基準の下にその利用を認めている。

この基本的考え方について、各委員の意見及び関係地方公共団体に対する照会結果は、おおむね次のとおりであった。

《各委員の意見》

- 関係地方公共団体が、これまで「留保地答申」の基本的考え方に沿って留保地の活用を検討してきたことを考慮すると、留保地利用の方針を転換すれば戸惑いが生じ、また、無理な計画が策定されるおそれもある。

したがって、原則留保の考え方は維持しつつ、例外としての利用の枠の拡大を図る必要がある。

その際、公用・公共用の概念を拡大し、街に賑わいを創造することや土地利用計画に沿って民間が利用するという公共性があるという発想に立って、民間利用も含めた幅広い土地活用を可能とすべきである。

- 少子化・高齢化の進行や現在の諸情勢を考えると、土地を大切に留保しておくという意義は、既に失われていると考える。十数年間にわたり荒蕪の状態でいわば放置されているのは、地域にとってマイナスであり、原則留保の基本的考え方を維持する意味はない。
- 「原則留保、例外公用・公共用利用」の基本的考え方が関係地方公共団体の自由な発想による利用計画の策定を妨げているのではないか。この際、関係地方公共団体が機動的かつ自由に利用計画を策定できるような方向性を打ち出すことが重要である。
- 国有地に限らず土地については、いわゆるバブル期を境として「保有から利用へ」と基本的な考え方が転換されており、留保地についても、民間の発想を活用しながら利用計画を策定できるよう、原則利用の方針を打ち出すべきである。

《関係地方公共団体に対する照会結果》

- 将来関係地方公共団体が利用するまで留保すべきである。「原則留保、例外公用・公共用利用」という基本的考え方で議会や住民の了解を取り付けて利用計画を策定してきた経緯があり、それに沿った開発が望ましい。
- 留保地をすべて公用・公共用で使い切ることは不可能であるので、制限を解除することはやむを得ない。経済情勢の低迷が長期化しているなかで、民間活力の導入が期待されることであり、原則留保から原則利用に方針を転換し、土地利用の促進を図ることが重要である。

「留保地答申」の基本的考え方を巡っては、関係地方公共団体間で、それぞれの留保地の規模や立地条件、これまでの検討経緯、将来の利用見込みの相異などから、その考え方に対立が見受けられるが、委員の意見は、都市再生や経済活性化、地域の活性化等の観点から、関係地方公共団体と連携しながら、民間利用も含めた留保地の利用を促進すべきであることについて、一致をみている。

留保地の今後の取扱いの基本方針としては、従来の「原則留保、例外公用・公共用利用」の考え方を転換し、原則利用の考え方に基づき留保地の活用を促進するという新しい発想の下で、地域の特性や土地利用計画との調和を図りつつ、都市部に残る大規模な国有地の計画的な有効活用を促進することが適当である。

(以下「原則利用、計画的有効活用」という。)

留保地とされていた返還財産は、国の行政目的に直接供されていない財産（普通財産）であることから、本来売却することが前提とされるものである。この「原則利用、計画的有効活用」という新たな基本方針に立てば、その取扱いについても速やかな売却を行うということに立ち戻ることになる。ついては、留保地の計画的な有効活用を図るため、留保地の利用計画の策定、関係地方公共団体に対する支援措置などの留保地の活用に向けた具体策について、以下検討する。

また、民間利用の容認等の構造改革特別区域の提案については、新たな基本方針により留保地全体の有効活用を促進することとしたことから、特定の地域に限定する必要はなく、留保地にかかる共通の取扱いとすることが適当である。

2. 留保地の活用に向けた具体策

「原則利用、計画的有効活用」の基本方針に基づいて留保地の活用を促進するためには、道路・下水道等の都市基盤施設、公園・教育文化施設等の公的施設、住宅施設、業務施設などをどのように整備するかを定める基本計画（利用計画）が公的主体において策定される必要がある。

同時に、関係地方公共団体が自ら取得して活用する区域と民間による活用を推進する区域が画定される必要がある。

また、留保地の管理処分主体である国は、策定された利用計画を円滑に実現するため、あるいは利用計画が具体化するまでの間の有効な土地利用を図るため、関係地方公共団体に対する支援措置、民間に対する売却方法、留保地の管理方法などについて具体的に定める必要がある。

(1) 利用計画の策定

利用計画の策定に関する策定主体、策定期間などについての検討結果は、以下のとおりである。

イ 利用計画の策定主体

利用計画の策定の在り方について、各委員の意見及び関係地方公共団体に対する照会結果は、おおむね次のとおりであった。

《各委員の意見》

- 地方への権限委譲や民間活力の活用という今日的な流れを踏まえると、最終的には関係地方公共団体に判断を委ね、そのもとで民間活用を進めるべきである。その際、関係地方公共団体が実現可能性のある利用計画を策定することを期待する。
- 大規模な留保地の処理に関して、市場原理に委ねて民間プロジェクトを進める場合に、秩序ある都市

形成に資するため、関係地方公共団体が民間主導の利用計画を策定する際に、管理処分主体である国も協力していく必要がある。

《関係地方公共団体に対する照会結果》

- 利用計画の目的は住民福祉の向上であり、地元の関係地方公共団体が主体的に利用計画を策定すべきである。
- 過去の経緯や地域事情に精通していることなどに鑑み、地方の自由な発想を尊重する観点からも、基本的に地元の関係地方公共団体に利用計画の策定を委ねるべきである。

利用計画は地域のニーズを踏まえて策定されるべきであり、民間の発想、活力を活用しつつ留保地の活用を進める場合においても、その留保地の活用の在り方が、まちづくり、都市形成と密接に関係することから、関係地方公共団体が、留保地の管理処分主体である国と緊密に連携しつつ、主導的に実現可能な利用計画を策定していくことが適当である。

ロ 利用計画の策定期間

留保地の活用を促進するため、利用計画の策定について一定の期間を設ける必要があるかどうかに関し、各委員の意見及び関係地方公共団体に対する照会結果は、おおむね次のとおりであった。

《各委員の意見》

- 拙速で硬直的な利用計画とならないよう、策定期間に時間的な余裕をもたせるなどフレキシビリティをもった対応をすることが必要である。
- 市町村合併の動きがある中で短期間に利用計画を策定することは困難であり、策定に猶予期間を設けることが必要である。
- 留保地の活用を促進するためには、早期に利用計画が策定されることが望ましく、都市計画や公共事業の見直し期間あるいは地方公共団体の首長の任期などを勘案して、利用計画の策定に必要な合理的な期間を設定することが考えられる。

《関係地方公共団体に対する照会結果》

- 国の方針が変更されるのであれば、利用計画を見直し、住民の理解を求めるために十分な時間が必要であり、期限を設けるべきではない。
- 関係地方公共団体が、必要に応じて都市計画法による地区計画やまちづくり条例等を定めることにより、将来の土地利用計画を担保する手段を講じられるだけの時間的な猶予が確保されるべきである。

「原則利用、計画的有効活用」の基本方針に基づき、留保地の活用を促進するためには、関係地方公共団体において、できるだけ早期に利用計画が策定されることが望ましく、利用計画の策定期間については、規模や立地条件に見合った合理的な期間を設定することが適当である。その際の合理的な期間としては、都市計画や公共事業の見直し期間などを勘案すると、5年程度が妥当と考えられる。

ハ 利用計画の策定に関する留意点

利用計画の策定について、留意すべき点として、各委員の意見及び関係地方公共団体に対する照会結果は、おおむね次のとおりであった。

《各委員の意見》

- 利用計画の実効性を高めるため、いわゆる P F I 方式の開発事業手法など民間の発想やノウハウを積極的に取り入れていくことが重要である。
- 公園の代替地として利用することなども含め、地域にとって真に役立ち、かつ実効性のある利用計画を検討すべきである。
- 民間が活用すれば、国にとっては時価での売却収入等が確保でき、地方公共団体にとっては不動産課税の税収が見込めるが、このようなことも考慮に入れて利用計画を策定すべきである。

《関係地方公共団体に対する照会結果》

- 利用計画については、策定後の事情の変化に応じて適宜見直しができるような、フレキシビリティをもたせることが必要である。
- 関係地方公共団体への調査費助成やアドバイザー派遣など、国において、利用計画策定のための支援策が講じられるべきである。
- 民間が利用する場合には、周辺地域の実情及び都市計画との整合性が図られることが重要である。

利用計画の策定については、その実効性を高めるため、民間の発想やノウハウを活用した開発事業手法を積極的に取り入れることに留意して取り組む必要がある。

また、関係地方公共団体において策定された利用計画については、策定後の情勢の変化等に応じて、機動的にその見直しを行うことができるよう仕組むことが適当である。

(2) 関係地方公共団体に対する支援措置

イ 売却条件

返還財産の売却条件（処分条件）については、「三分割答申」において、「その返還に当たり相当の移転経費を要しているものが大部分である。また、これらの移転経費は、米軍基地の全体的整理縮小に伴って必要とされるものであるから、返還財産全体に対応させて考えるべき」であり、「返還財産の処分に際しては、原則として有償処分とし、法令上優遇措置の認められる用途に充てる場合は、その優遇措置の適用限度について、すべての返還財産を通じ、統一を図ることとすべきである」とされた。この答申を踏まえ、昭和54年12月、全返還財産共通の売却条件が決定された。

その後昭和58年3月、国の財政事情の悪化から、返還財産以外の国有地について、売却価格の時価に対する割合（時価率）が引き上げられた。

（注）例えば、公園に充てる場合には、対象面積の「2分の1時価売払い、2分の1無償貸付け」（時価率50%）の売却条件が「3分の2時価売払い、3分の1無償貸付け」（時価率66%）に変更された。

留保地の売却条件については、「留保地答申」において、「現行の返還財産の処分条件設定時から諸事情が変化していること、及び、返還財産が所在する地方公共団体とそれ以外の地方公共団体とのバランス等を考慮して、その処分条件のあり方を検討する必要がある」とされたことを踏まえ、平成元年1月、留保地の時価率を一般の返還財産よりも高くする見直しが行われた。

留保地の売却条件についての経緯は以上のとおりであるが、今後の売却条件について、各委員の意見及び関係地方公共団体に対する照会結果は、おおむね次のとおりであった。

《各委員の意見》

- 関係地方公共団体は留保地の活用の意向を持っているものの、いずれも財政事情が厳しいため、売却条件を緩和しないと現実的に対応できないと考えられる。
- 留保地の利用を促進することに政策的な意義を見出すのであれば、売却条件を含めて支援措置を講ずる必要がある。
- 留保地の利用を促進するということで留保の概念を取り払うのであれば、一般の返還財産の売却条件に戻すことが合理的である。
- 留保地について特別な支援措置が講ぜられるのであれば、土地の付加価値を高めていくような利用を導く観点からも、売却に当たり環境アセスメントや景観などの条件を付加することが考えられる。

《関係地方公共団体に対する照会結果》

- 厳しい財政事情のもとで公用・公共用の利用を容易にするため、一般の返還財産の売却条件と同一とすること、あるいは譲与や無償貸付を含め大幅な条件緩和を図ることを要望する。
- 旧軍港市転換法との均衡に配慮し、関係地方公共団体が公共用の用途に充てる場合には、無償譲渡とすることを要望する。
- 売却条件等の支援措置を講ずることに伴い、関係地方公共団体に対し環境アセスメントなどの義務付けを条件とすることは新たな規制と同じであり、慎重な考慮が必要である。

留保地の売却条件については、「原則利用、計画的有効活用」への方針転換に伴って、留保地と一般の返還財産との区別がなくなること、関係地方公共団体による利用計画の具体化を円滑なものとする必要があることから、一般の返還財産の売却条件にそろえることが適当である。

なお、旧軍港市転換法に基づく普通財産である国有財産の譲与（無償譲渡）は、旧軍港市転換事業の用に供するために必要があると認める場合において、その事業の執行に要する費用を負担する公共団体に対して認められたものである。一方、返還財産は、米軍基地の整理縮小に移転経費を国が負担していることから、「三分割答申」において原則有償処分とされたものであり、旧軍港市転換法とは事情が異なるため、留保地を無償譲渡とすることは適当ではない。

ロ その他の措置

① 関係地方公共団体による暫定的利用

現在、留保地の管理の一類型として、緑地、広場等の公共的なオープンスペース、あるいは臨時的な駐車場や資材置き場等に使用する場合であれば、国は関係地方公共団体等の要望に応じ、管理委託や無償あるいは有償貸付けの手法で暫定的利用を認めている。

新しい留保地の取扱いについての基本方針の下では、有効かつ計画的な活用を図るため、売却を行うことが原則であるが、関係地方公共団体の一部から、財政事情が厳しく留保地の購入が困難であるため、構造改革特別区域の規制の特例措置として、留保地の取得に代え有償貸付けを受けたい、あるいは中長期の管理委託を受けたいとの要望が出されている。

暫定的利用についての各委員の意見及び関係地方公共団体に対する照会結果は、おおむね次のとおりであった。

《各委員の意見》

- 留保地を閉鎖的に留保しておくよりは積極的な利用を図るべきであり、公園に近い機能を持つものなどへの暫定的利用があってもよい。
- 全体として利用促進という新しい発想に立つのであれば、特定の地域に限定して認めるのではなく、留保地にかかる共通の取扱いとすべきである。

《関係地方公共団体に対する照会結果》

- 利用計画が実現するまでの間、あるいは国が売却するまでの間、地方公共団体による暫定的利用が認められることを要望する。

関係地方公共団体による暫定的利用については、暫定的なものとはいえ留保地を活用する意味はあることから、積極的に対応することが適当であるが、そのために、本格的な利用計画の策定がおろそかになったり、暫定的利用が恒常化することがあってはならない。

このため、「原則利用、計画的有効活用」という基本方針の下、関係地方公共団体が実現可能な利用計画を策定した場合には、速やかに売却するという原則の例外として、その利用計画が実現するまでの間、暫定的利用を認めることが適当である。

次に、利用計画が未策定の段階においても、速やかな売却促進の観点から、関係地方公共団体が自ら取得して活用する区域と民間による活用を推進する区域を画定した場合には、関係地方公共団体が自ら取得して活用する区域について、最長で利用計画の策定期間まで暫定的利用を認めることが適当である。また、利用計画が策定された段階で、その利用計画と整合が図られていれば、更に暫定的利用を認めても差し支えないと考える。

② 都市基盤整備用地の先行的な処分

都市基盤整備に関して、各委員の意見及び関係地方公共団体に対する照会結果は、次のとおりであった。

《各委員の意見》

- 大規模な留保地については、地方公共団体への支援策として都市基盤整備公団を活用することも考えられる。

《関係地方公共団体に対する照会結果》

- 比較的規模の大きい留保地について、利用の可能性の拡大や利用促進を図るため、道路、下水道等の都市基盤整備用地の先行処理を要望する。

道路、下水道等の都市基盤整備用地の先行的な処分については、利用計画の策定や都市計画等の裏付けがある場合には、その利用計画の具体化を円滑なものとするため、これを認めていくことが適当である。

(3) 民間に対する処分等

イ 民間に対する処分方法

留保地の民間に対する処分方法について、各委員の意見及び関係地方公共団体に対する照会結果は、おおむね次のとおりであった。

《各委員の意見》

- 地方公共団体に留保地を活用する意思がないのであれば、国が地方公共団体に代わって事業コンペの入札を実施し、地域にとって望ましい利用主体を選ぶという方法が考えられる。
- 民間が開発するとしても、地方公共団体の行政システム（都市計画審議会、公聴会、許認可等）に従うことが要請されるため、乱開発等の事態に至ることはないと考えられる。

《関係地方公共団体に対する照会結果》

- 国と関係地方公共団体との事前の協議や地区計画の都市計画決定などにより、周辺地域の整備や土地利用計画との整合性が確保される必要がある。
- 建設する施設に条件を付す入札とするなど、周辺のまちづくりとの整合性が図られるような処分方法を国が採用することを要望する。
- 都市基盤が未整備の留保地を民間に処分する場合には、事前に国と関係地方公共団体による協議機関を設置して利用計画の具体化に取り組み、都市基盤整備や公共施設整備に係る地元負担が軽減されるように国等に要望する。

民間に対する処分方法については、関係地方公共団体のまちづくり構想（街区条件、用途、景観等）や土地利用計画に沿った開発が行われることを確保する必要がある場合には、国と関係地方公共団体との間で協議を行い、土地利用の条件を設定した入札や提案方式による入札などの売却方法を採用することが適当である。

なお、関係地方公共団体においては、民間による留保地の計画的な有効活用が図られるよう、市街化調整区域の市街化区域への編入や地区計画の都市計画決定、あるいは景観まちづくり条例等に基づく重点地区の指定に機動的に取り組む必要がある。

ロ 事業用定期借地の設定

関係地方公共団体の一部から、構造改革特別区域の規制の特例措置として、地域整備構想を進めるために民間のニーズが高い事業用定期借地を国が設定するという提案がなされている。これについて、各委員の意見は、おおむね次のとおりであった。

《各委員の意見》

- 規模、立地条件によっては、土地利用の呼び水としての効果が期待できることから、地方公共団体の要望に応え、事業用定期借地を民間利用の一形態として導入し、その成果を見極めることが考えられる。
- 経済情勢や周辺の開発動向を見ながら運用できること、また、用途について見直すこともできることから、フレキシビリティのある良い制度であり、導入に賛成である。
- 大規模な留保地の複合開発を図る方法として一般定期借地の設定も考えられるが、それは開発を実施する事業者において設定の可否を決定する問題である。国の場合には、次の利用計画が固まるまでの暫定的な活用策として事業用定期借地の導入が想定される。
- 暫定的利用と同様に、特定の地域に限定して取り扱うのではなく、留保地にかかる共通の取扱いとすべきである。

事業用定期借地の設定については、速やかに売却するという原則の例外となることから、関係地方公共団体による利用計画の具体化を図るために必要かどうかを総合的に判断して認めることとし、当面、その導入を必要としている特定の関係地方公共団体と調整を図りつつ、契約方式等実施面の検討を行うことが適当である。

(4) 国による暫定的利用の拡大

暫定的利用のなかには、関係地方公共団体からの要望のほか、町内会や民間企業、特定非営利活動法人（NPO）等からの要望を受けて暫時国が有償貸付けや管理委託を行う場合も見受けられるが、極めて限定的である。

留保地が利用されないことによって管理コストや逸失利益が発生していることに鑑み、国が主導的に、競争原理を働かせつつ留保地の有償貸付けを拡大していくことも考えられる。

この国による暫定的利用を拡大することについて、各委員の意見は、おおむね次のとおりであった。

《各委員の意見》

- 国にも保有コストがかかっている上、得べかりし利益を放棄しているのは問題であるので、積極的に利用を図るべきである。
- 暫定的利用については、民間が利用することも考えられる（地方公共団体においてアウトレットストアやショッピングセンターを事業用定期借地で利用させている事例がある。）。
- 住宅展示場など一時使用のための借地権を設定することも考えられる。
- 留保地の利用を促進するため、国においても暫定的利用に積極的に取り組むことが必要である。

国による暫定的利用については、国はこれまでいわば受動的に利用要望に応じてきたが、今後は留保地の効率的、収益的な管理を図るため、規模、立地条件や関係地方公共団体による利用計画の策定状況等を勘案しつつ、地域住民の福祉の向上、利便性の増進等にも配慮し、前述の事業用定期借地を含めた有償貸付け、あるいは管理委託等を活用して、速やかな売却の支障とならない範囲内で、これに積極的に取り組むことが適当である。

第4 おわりに

当審議会は、今回、留保地の今後の取扱いについての答申書を取りまとめ、これまでの「原則留保、例外公用・公共用利用」の基本的考え方を、「原則利用、計画的有効活用」の基本方針に転換し、新しい発想の下で地域の実情に則した計画的な有効活用の促進を図るとともに、留保地の活用に向けた具体策として、利用計画の策定、関係地方公共団体に対する支援措置、民間に対する処分等及び国による暫定的利用の拡大について提言を行った。

今後、本答申に基づき、国と関係地方公共団体が、それぞれの責任の下で、民間の発想をも活用しながら、留保地の利用計画の策定及びその具体化に真摯に取り組み、都市部に残された最後の広大な留保地を我が国の構造改革に資する都市再生、経済活性化等の起爆剤として、有効に活用することを期待するものである。

(別紙)

大口返還財産の内訳

(平成15年3月末現在、単位：ha)

跡地名	所在地	返還年月日	返還国有地 (返還面積)	うち留保地 (未処理面積)
横浜海浜住宅地区	神奈川県横浜市	昭和57. 3. 31	3 3	7
立川飛行場	東京都立川市 昭島市	昭和51. 5. 31 昭和52. 11. 30	4 6 0	9 4
キャンプ朝霞	東京都練馬区 埼玉県朝霞市 和光市、新座市	昭和46. 11. 10 ～ 昭和61. 2. 14	3 0 2	2 3
大和空軍施設	東京都東大和市 立川市	昭和48. 6. 30	3 4	—
ジョンソン飛行場 住宅地区	埼玉県狭山市 入間市	昭和33. 7. 25 ～ 昭和53. 9. 1	1 6 8	4 3
府中空軍施設	東京都府中市	昭和48. 4. 12 ～ 昭和61. 3. 31	5 9	1 5
キャンプ淵野辺	神奈川県相模原市	昭和49. 11. 30	6 6	1 7
水戸対地射爆撃場	茨城県ひたちなか市 東海村	昭和48. 3. 15	1, 1 8 2	1 7 6
柏通信所	千葉県柏市	昭和52. 9. 30 昭和54. 8. 14	1 5 2	1 6
関東村住宅地区	東京都府中市 調布市、三鷹市	昭和47. 3. 31 ～ 昭和49. 12. 10	6 2	6
北富士演習場	山梨県富士吉田市 山中湖村	昭和48. 5. 19	2 1 4	—
合計 (11跡地)			2, 7 3 2	3 9 7

財政制度等審議会国有財産分科会名簿

[委 員]	緒方 瑞穂	(社) 日本不動産鑑定協会総務財務委員会委員長
	角 紀代恵	立教大学法学部教授
	黒川 和美	法政大学経済学部教授
	○ 竹内 洋	弁護士
	◎ 宮原 賢次	住友商事(株)代表取締役会長
	吉野 直行	慶応義塾大学経済学部教授
[臨時委員]	足立 和基	日本地震再保険(株)取締役社長
	岩田 規久男	学習院大学経済学部教授
	岩原 紳作	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	宇賀 克也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	佐藤 和男	(社) 不動産協会政策推進委員会委員長
	高木 勇三	日本公認会計士協会理事・中央青山監査法人理事
	長場 信夫	(社) 日本不動産鑑定協会法務鑑定委員会委員長
	西村 幸夫	東京大学大学院工学系研究科教授
	村上 政博	一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授
	山内 弘隆	一橋大学大学院商学研究科教授
	山下 剛正	(株) 東京証券取引所顧問
	吉野 源太郎	(株) 日本経済新聞社論説委員
[専門委員]	木村 佳子	株式・経済評論家
	小林 秀之	上智大学法学部教授
	鈴木 治	(社) 日本証券アナリスト協会理事

(注) ◎は分科会長、○は分科会長代理

国有財産分科会不動産部会 名簿

委 員	緒 方 瑞 穂	(社) 日本不動産鑑定協会総務財務委員会委員長
	◎ 黒 川 和 美	法政大学経済学部教授
	竹 内 洋	弁護士
臨時委員	宇 賀 克 也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	佐 藤 和 男	(社) 不動産協会政策推進委員会委員長
	長 場 信 夫	(社) 日本不動産鑑定協会法務鑑定委員会委員長
	西 村 幸 夫	東京大学大学院工学系研究科教授
	○ 山 内 弘 隆	一橋大学大学院商学研究科教授
	吉 野 源太郎	(株) 日本経済新聞社論説委員

(注) ◎は部会長、○は部会長代理

資料 22

大口返還財産の留保地の今後の取扱いについて

財 理 第 2579 号

平成 15 年 7 月 2 日

財務省理財局長から関東財務局長宛

在日米軍から返還された大口返還財産の留保地については、平成 15 年 6 月 24 日の財政制度等審議会答申「大口返還財産の留保地の今後の取扱いについて」の趣旨に沿って、下記のとおり取り扱うこととしたので、通知する。

記

1 基本方針

留保地の今後の取扱いについては、従来の「原則留保、例外公用・公共用利用」の基本的考え方を転換し、原則利用の考え方に基づきその活用を促進するという新しい基本方針の下で、地域の特性や土地利用計画との調和を図りつつ、都市部に残る大規模な国有地の計画的な有効活用を促進するものとする（この基本方針を「原則利用、計画的有効活用」という。）

2 留保地の活用に向けた具体策

(1) 活用計画の策定の要請

イ 留保地の規模、立地条件、これまでの経緯等を勘案し、関係地方公共団体に対し、合理的な期間（5 年程度）を設定して利用計画の策定を要請するものとする。

（注）「利用計画」とは、道路・上下水道等の都市基盤施設、公園・教育文化施設等の公的施設、住宅施設、業務施設などをどの区画にどのように整備するかを定める基本計画をいう。

ロ 利用計画の策定を円滑に進めるため、関係地方公共団体が関係行政機関の職員、学識経験者、民間有識者等で構成する連絡協議会を設置した場合において、国の参画を求められたときは、積極的に協力するものとする。

(2) 関係地方公共団体等に対する支援措置

イ 売却条件の緩和

（イ）留保地を売却する場合の売却条件については、昭和 54 年 12 月 24 日付蔵理第 4824 号「返還財産の処分条件について」通達を適用する。

（ロ）留保地を関係地方公共団体に対して時価で売り払う場合には、土地開発公社等を関係地方

公共団体に含めることができる。

(注)この規定は、留保地を公園又は緑地に充てる場合に適用する。

ロ 関係地方公共団体による暫定的利用

関係地方公共団体による暫定的利用については、次のとおり取り扱うものとする。

(イ) 関係地方公共団体が利用計画を策定した場合には、昭和 48 年 10 月 23 日付蔵理第 4676 号「普通財産の管理を委託する場合の取扱いについて」通達記の 3 に定める管理委託の期間にかかわらず、利用計画に基づく売却等を行うまでの期間の範囲内において適当と認める期間を定め、管理を委託することができる。

また、関係地方公共団体から利用計画に基づく売却等を行うまでの期間の範囲内において、有償貸付けの要望があったときは、平成 13 年 3 月 30 日付財理第 1308 号「普通財産貸付事務処理要領」通達記の第 1 節の第 1 の 1 の(1)のイ又はロの規定を適用せず、有償貸付けを認めることができる。

(ロ) 関係地方公共団体における利用計画が未策定の段階においても、関係地方公共団体が自ら取得して活用する区域と民間による活用を推進する区域を画定した場合には、関係地方公共団体が自ら取得して活用する区域について、利用計画の策定期間内において具体的な利用計画が策定されるまでの間、管理委託を行い、又は有償貸付けを認めても差し支えないものとする。その後利用計画が策定された段階で、暫定的利用と利用計画との整合が図られると認められるときは、管理委託又は有償貸付けを更新することができる。

(注)留保地に係る利用計画の策定と暫定的利用の関係は、別添参考の図解を参照。

ハ 都市基盤整備用地の先行的な処分等

関係地方公共団体が留保地を道路、上下水道等の都市基盤整備用地に充てる場合には、当該関係地方公共団体の利用計画の策定又は都市計画決定等を条件に先行的な処分を行うことができる。

ニ その他の配慮事項

(イ) 関係地方公共団体が留保地を取得し、定期借地方式や P F I (Private Finance Initiative) 方式等による開発事業手法を活用して公共施設を整備する場合には、昭和 41 年 2 月 22 日付蔵国有第 339 号「普通財産にかかる用途指定の処理要領について」通達の別紙の第 4 の 5 の規定は適用しない。

(ロ) 関係地方公共団体が留保地を取得する場合において、用地取得や施設整備の財源上の問題から一括取得が困難なときは、延納の特約や分割取得あるいは一部有償貸付けなどを認め、利用計画の具体化を円滑なものとするよう配慮するものとする。

(3) 民間に対する処分等

イ 一般競争入札の取扱い

一般競争入札による留保地を売却する場合には、平成 3 年 9 月 30 付蔵理第 3603 号「一般競争入札等の取扱いについて」通達の取扱いによるが、当該留保地の位置環境、立地条件等から、関係地方公共団体のまちづくり構想や土地利用計画に沿った開発が行われることを確保する必要があるときは、当該関係地方公共団体と協議を行い、土地利用条件を設定した入札あるいは提案方式による入札を実施することができる。

ロ 事業用借地権の設定

(イ) 関係地方公共団体が民間事業者の誘致等の利用計画を策定した場合において、当該関係地方公共団体から借地借家法(平成 3 年法律第 90 号)第 24 条に基づく事業用借地権を設定することについて要請があったときは、民間の土地需要等その必要性を総合的に判断して、これを設定することができる。

(ロ) 事業用借地権を設定する場合には、民間事業者の業種、事業計画、土地の利用形態その他の事情を総合勘案して、適切な存続期間を設定するものとする。

なお、事業用借地権を設定する場合の契約の取扱いについては、平成 8 年 6 月 28 日付蔵理第 2422 号「物納財産等に係る定期借地契約の取扱いについて」通達を準用して処理することができる。

ハ 都市計画等に関する調整

留保地の計画的かつ円滑な有効活用を図るため、関係地方公共団体に対し、必要に応じ市街化調整区域の市街化区域への編入、地区計画等の都市計画決定、あるいは景観まちづくり条例等に基づく重点地区の指定などに機動的に取り組むよう要請するものとする。

(4) 国による暫定的利用の拡大

イ 関係地方公共団体における留保地の利用計画が未策定の場合、あるいはその策定がなされても関係地方公共団体から暫定的利用の要望が出されない場合には、当該留保地の効率的、収益的な管理を図るため、その規模、立地条件あるいは利用計画の策定状況、更にはその利用計画の具体化の時期等を勘案しつつ、地域住民の福祉の向上、利便性の増進等にも配慮し、有償貸付け又は管理委託を活用して、速やかな売却の支障とならない範囲で、暫定的利用に積極的に取り組むものとする。

ロ この暫定的利用に当たっては、広く一般を対象として、効率的な情報提供及び需要の把握に努めるものとする。また、暫定的利用の内容については、臨時的な駐車場や資材置き場等の短期間の有償貸付けに限定せず、住宅展示場などの一時使用目的の借地権の設定など速やかな売

却の支障とならない範囲で、利用内容の多様化も検討するものとする。

ハ なお、暫定的利用の需要が競合する場合には、公正性、公平性、経済性等に配慮し、競争原理を働かせながら、契約相手方を決定するものとする。

3 留保地以外の未処理の土地の取扱い

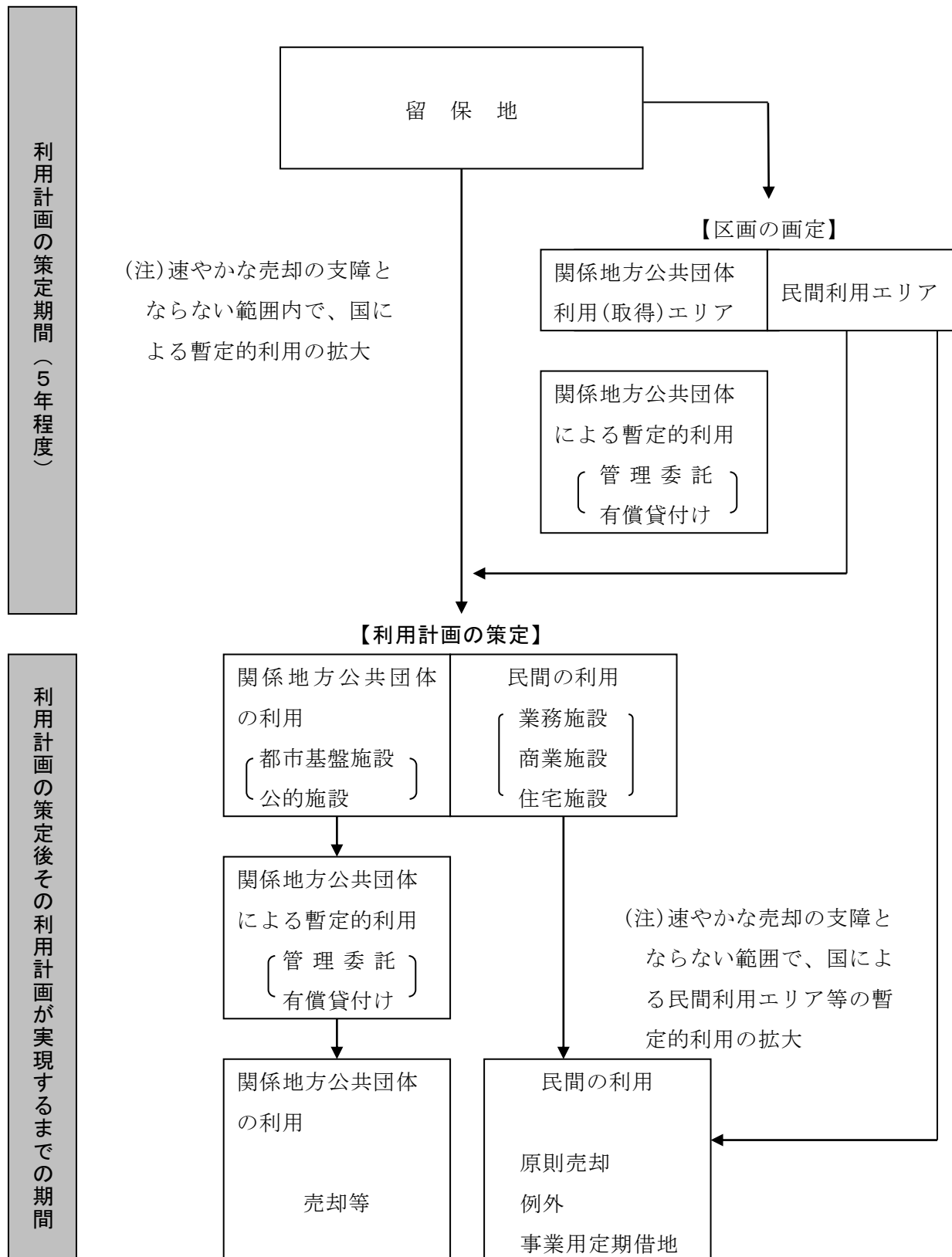
個別の処理の大綱答申等において地元地方公共団体等利用として区分された土地(昭和 51 年 6 月 21 日国有財産中央審議会答申「米軍提供財産の返還後の利用に関する基本方針について」の利用区分でいう A 地区)で、現在まで未処理となっているものについても、留保地と同様に取り扱うものとする。

4 本省承認

特別の事情があるため、本通達に定めるところと異なる処理をすることが適当であると認められる場合には、理財局長の承認を得た上、当該処理をすることができるものとする。

(参考)

留保地に係る利用計画の暫定的利用の関係



(支援措置)

- ①売却条件の緩和等
- ②都市基盤整備用地の先行的な処分

資料 23

再編実施のための日米のロードマップ（仮訳）

（2006年5月1日）

ライス国務長官、ラムズフェルド国防長官

麻生外務大臣、額賀防衛庁長官

概観

2005年10月29日、日米安全保障協議委員会の構成員たる閣僚は、その文書「日米同盟：未来のための変革と再編」において、在日米軍及び関連する自衛隊の再編に関する勧告を承認した。その文書において、閣僚は、それぞれの事務当局に対して、「これらの個別的かつ相互に関連する具体案を最終的に取りまとめ、具体的な実施日程を含めた計画を2006年3月までに作成するよう」指示した。この作業は完了し、この文書に反映されている。

再編案の最終取りまとめ

個別の再編案は統一的なパッケージとなっている。これらの再編を実施することにより、同盟関係にとって死活的に重要な在日米軍のプレゼンスが確保されることとなる。

これらの案の実施における施設整備に要する建設費その他の費用は、明示されない限り日本国政府が負担するものである。米国政府は、これらの案の実施により生ずる運用上の費用を負担する。両政府は、再編に関連する費用を、地元の負担を軽減しつつ抑止力を維持するという、2005年10月29日の日米安全保障協議委員会文書におけるコミットメントに従って負担する。

実施に関する主な詳細

1. 沖縄における再編

(a) 普天間飛行場代替施設

・日本及び米国は、普天間飛行場代替施設を、辺野古岬とこれに隣接する大浦湾と辺野古湾の水域を結ぶ形で設置し、V字型に配置される2本の滑走路はそれぞれ1600メートルの長さを有し、2つの100メートルのオーバーランを有する。各滑走路の在る部分の施設の長さは、護岸を除いて1800メートルとなる。この施設は、合意された運用上の能力を確保するとともに、安全性、騒音及び環境への影響という問題に対処するものである。

・合意された支援施設を含めた普天間飛行場代替施設をキャンプ・シュワブ区域に設置するため、キャンプ・シュワブの施設及び隣接する水域の再編成などの必要な調整が行われる。

・普天間飛行場代替施設の建設は、2014年までの完成が目標とされる。

・普天間飛行場代替施設への移設は、同施設が完全に運用上の能力を備えた時に実施される。

・普天間飛行場の能力を代替することに関連する、航空自衛隊新田原基地及び築城基地の緊急時の使用のための施設整備は、実地調査実施の後、普天間飛行場の返還の前に、必要に応じて、行われる。

・民間施設の緊急時における使用を改善するための所要が、二国間の計画検討作業の文脈で検討され、普天間飛行場の返還を実現するために適切な措置がとられる。

・普天間飛行場代替施設の工法は、原則として、埋立てとなる。

・米国政府は、この施設から戦闘機を運用する計画を有していない。

(b) 兵力削減とグアムへの移転

・約8000名の第3海兵機動展開部隊の要員と、その家族約9000名は、部隊の一体性を維持するような形で2014年までに沖縄からグアムに移転する。移転する部隊は、第3海兵機動展開部隊の指揮部隊、第3海兵師団司令部、第3海兵後方群（戦務支援群から改称）司令部、第1海兵航空団司令部及び第12海兵連隊司令部を含む。

・対象となる部隊は、キャンプ・コートニー、キャンプ・ハンセン、普天間飛行場、キャンプ瑞慶覧及び牧港補給地区といった施設から移転する。

・沖縄に残る米海兵隊の兵力は、司令部、陸上、航空、戦闘支援及び基地支援能力といった海兵空地任務部隊の要素から構成される。

・第3海兵機動展開部隊のグアムへの移転のための施設及びインフラの整備費算定額102.7億ドルのうち、日本は、これらの兵力の移転が早期に実現されることへの沖縄住民の強い希望を認識しつつ、これらの兵力の移転が可能となるよう、グアムにおける施設及びインフラ整備のため、28億ドルの直接的な財政支援を含め、60.9億ドル（2008米会計年度の価格）を提供する。米国は、グアムへの移転のための施設及びインフラ整備費の残りを負担する。これは、2008米会計年度の価格で算定して、財政支出31.8億ドルと道路のための約10億ドルから成る。

(c) 土地の返還及び施設の共同使用

・普天間飛行場代替施設への移転、普天間飛行場の返還及びグアムへの第3海兵機動展開部隊要員の移転に続いて、沖縄に残る施設・区域が統合され、嘉手納飛行場以南の相当規模の土地の返還が可能となる。

・双方は、2007年3月までに、統合のための詳細な計画を作成する。この計画においては、以下の6つの候補施設について、全面的又は部分的な返還が検討される。

○キャンプ桑江：全面返還。

○キャンプ瑞慶覧：部分返還及び残りの施設とインフラの可能な限りの統合。

○普天間飛行場：全面返還（上記の普天間飛行場代替施設の項を参照）。

○牧港補給地区：全面返還。

○那覇港湾施設：全面返還（浦添に建設される新たな施設（追加的な集積場を含む。）に移設）。

○陸軍貯油施設第1 桑江タンク・ファーム：全面返還。

・返還対象となる施設に所在する機能及び能力で、沖縄に残る部隊が必要とするすべてのものは、沖縄の中で移設される。これらの移設は、対象施設の返還前に実施される。

・SACO 最終報告の着実な実施の重要性を強調しつつ、SACO による移設・返還計画については、再評価が必要となる可能性がある。

・キャンプ・ハンセンは、陸上自衛隊の訓練に使用される。施設整備を必要としない共同使用は、2006 年から可能となる。

・航空自衛隊は、地元への騒音の影響を考慮しつつ、米軍との共同訓練のために嘉手納飛行場を使用する。

(d) 再編案間の関係

・全体的なパッケージの中で、沖縄に関連する再編案は、相互に結びついている。

・特に、嘉手納以南の統合及び土地の返還は、第3 海兵機動展開部隊要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転完了に懸かっている。

・沖縄からグアムへの第3 海兵機動展開部隊の移転は、(1) 普天間飛行場代替施設の完成に向けた具体的な進展、(2) グアムにおける所要の施設及びインフラ整備のための日本の資金的貢献に懸かっている。

2. 米陸軍司令部能力の改善

・キャンプ座間の米陸軍司令部は、2008 米会計年度までに改編される。その後、陸上自衛隊中央即応集団司令部が、2012 年度（以下、日本国の会計年度）までにキャンプ座間に移転する。自衛隊のヘリコプターは、キャンプ座間のキャスナー・ヘリポートに出入りすることができる。

・在日米陸軍司令部の改編に伴い、戦闘指揮訓練センターその他の支援施設が、米国の資金で相模総合補給廠内に建設される。

・この改編に関連して、キャンプ座間及び相模総合補給廠の効率的かつ効果的な使用のための以下の措置が実施される。

○相模総合補給廠の一部は、地元の再開発のため（約15ヘクタール）、また、道路及び地下を通る線路のため（約2ヘクタール）に返還される。影響を受ける住宅は相模原住宅地区に移設される。

○相模総合補給廠の北西部の野積場の特定の部分（約35ヘクタール）は、緊急時や訓練目的に必要である時を除き、地元の使用に供される。

○キャンプ座間のチャペル・ヒル住宅地区の一部（1.1ヘクタール）は、影響を受ける住宅のキャンプ座間内での移設後に、日本国政府に返還される。チャペル・ヒル住宅地区における、あり得べき追加的な土地返還に関する更なる協議は、適切に行われる。

3. 横田飛行場及び空域

・航空自衛隊航空総隊司令部及び関連部隊は、2010 年度に横田飛行場に移転する。施設の使用に関する共同の全体計画は、施設及びインフラの所要を確保するよう作成される。

・横田飛行場の共同統合運用調整所は、防空及びミサイル防衛に関する調整を併置して行う機能を含む。日本国政府及び米国政府は、自らが必要とする装備やシステムにつきそれぞれ資金負担するとともに、双方は、共用する装備やシステムの適切な資金負担について調整する。

・軍事運用上の所要を満たしつつ、横田空域における民間航空機の航行を円滑化するため、以下の措置が追求される。

○民間航空の事業者に対して、横田空域を通過するための既存の手続について情報提供するプログラムを2006 年度に立ち上げる。

○横田空域の一部について、2008 年9 月までに管制業務を日本に返還する。返還される空域は、2006 年10 月までに特定される。

○横田空域の一部について、軍事上の目的に必要なでないときに管制業務の責任を一時的に日本国の当局に移管するための手続を2006 年度に作成する。

○日本における空域の使用に関する、民間及び（日本及び米国の）軍事上の所要の将来の在り方を満たすような、関連空域の再編成や航空管制手続の変更のための選択肢を包括的に検討する一環として、横田空域全体のあり得べき返還に必要な条件を検討する。この検討は、嘉手納レーダー進入管制業務の移管の経験から得られる教訓や、在日米軍と日本の管制官の併置の経験から得られる教訓を考慮する。この検討は2009 年度に完了する。

・日本国政府及び米国政府は、横田飛行場のあり得べき軍民共同使用の具体的な条件や態様に関する検討を実施し、開始から 12 か月以内に終了する。

○この検討は、共同使用が横田飛行場の軍事上の運用や安全及び軍事運用上の能力を損なってはならないとの共通の理解の下で行われる。

○両政府は、この検討の結果に基づき協議し、その上で軍民共同使用に関する適切な決定を行う。

4. 厚木飛行場から岩国飛行場への空母艦載機の移駐

・第 5 空母航空団の厚木飛行場から岩国飛行場への移駐は、F/A-18、EA-6B、E-2C 及び C-2 航空機から構成され、(1) 必要な施設が完成し、(2) 訓練空域及び岩国レーダー進入管制空域の調整が行われた後、2014 年までに完了する。

・厚木飛行場から行われる継続的な米軍の運用の所要を考慮しつつ、厚木飛行場において、海上自衛隊 EP-3、OP-3、UP-3 飛行隊等の岩国飛行場からの移駐を受け入れるための必要な施設が整備される。

・KC-130 飛行隊は、司令部、整備支援施設及び家族支援施設とともに、岩国飛行場を拠点とする。航空機は、訓練及び運用のため、海上自衛隊鹿屋基地及びグアムに定期的にローテーションで展開する。KC-130 航空機の展開を支援するため、鹿屋基地において必要な施設が整備される。

・海兵隊 CH-53D ヘリは、第 3 海兵機動展開部隊の要員が沖縄からグアムに移転する際に、岩国飛行場からグアムに移転する。

・訓練空域及び岩国レーダー進入管制空域は、米軍、自衛隊及び民間航空機（隣接する空域内のものを含む）の訓練及び運用上の所要を安全に満たすよう、合同委員会を通じて、調整される。

・恒常的な空母艦載機離発着訓練施設について検討を行うための二国間の枠組みが設けられ、恒常的な施設を 2009 年 7 月又はその後のできるだけ早い時期に選定することを目標とする。

・将来の民間航空施設の一部が岩国飛行場に設けられる。

5. ミサイル防衛

・双方が追加的な能力を展開し、それぞれの弾道ミサイル防衛能力を向上させることに応じて、緊密な連携が継続される。

・新たな米軍の X バンド・レーダー・システムの最適な展開地として航空自衛隊車力分屯基地が選定された。レーダーが運用可能となる 2006 年夏までに、必要な措置や米側の資金負担による施設改修が行われる。

・米国政府は、X バンド・レーダーのデータを日本国政府と共有する。

・米軍のパトリオット PAC-3 能力が、日本における既存の米軍施設・区域に展開され、可能な限り早い時期に運用可能となる。

6. 訓練移転

・双方は、2007 年度からの共同訓練に関する年間計画を作成する。必要に応じて、2006 年度における補足的な計画が作成され得る。

・当分の間、嘉手納飛行場、三沢飛行場及び岩国飛行場の 3 つの米軍施設からの航空機が、千歳、三沢、百里、小松、築城及び新田原の自衛隊施設から行われる移転訓練に参加する。双方は、将来の共同訓練・演習のための自衛隊施設の使用拡大に向けて取り組む。

・日本国政府は、実地調査を行った上で、必要に応じて、自衛隊施設における訓練移転のためのインフラを改善する。

・移転される訓練については、施設や訓練の所要を考慮して、在日米軍が現在得ることのできる訓練の質を低下させることはない。

・一般に、共同訓練は、1 回につき 1～5 機の航空機が 1～7 日間参加するものから始め、いずれ、6～12 機の航空機が 8～14 日間参加するものへと発展させる。

・共同使用の条件が合同委員会合意で定められている自衛隊施設については、共同訓練の回数に関する制限を撤廃する。各自衛隊施設の共同使用の合計日数及び 1 回の訓練の期間に関する制限は維持される。

・日本国政府及び米国政府は、即応性の維持が優先されることに留意しつつ、共同訓練の費用を適切に分担する。

資料 24

日米安全保障協議委員会（「2+2」）共同発表

変化する安全保障環境のためのより力強い同盟

＜新たな日米防衛協力のための指針＞

（2015年4月27日）

（概要）

1. 概観

2015年4月27日、ニューヨークにおいて、岸田文雄外務大臣、中谷元防衛大臣、ジョン・ケリー国務長官及びアシュトン・カーター国防長官は、日米安全保障協議委員会（SCC）を開催した。変化する安全保障環境に鑑み、閣僚は、日本の安全並びに国際の平和及び安全の維持に対する同盟のコミットメントを再確認した。

閣僚は、見直し後の新たな「日米防衛協力のための指針」（以下「指針」という。）の了承及び発出を公表した。この指針は、日米両国の役割及び任務を更新し、21世紀において新たに発生している安全保障上の課題に対処するための、よりバランスのとれた、より実効的な同盟を促進するものである。閣僚は、様々な地域及びグローバルな課題、二国間の安全保障及び防衛協力を多様な分野において強化するためのイニシアティブ、地域協力の強化の推進並びに在日米軍の再編の前進について議論した。

2015年の米国国家安全保障戦略において明記されているとおり、米国はアジア太平洋地域へのリバランスを積極的に実施している。核及び通常戦力を含むあらゆる種類の米国の軍事力による、日本の防衛に対する米国の揺るぎないコミットメントがこの取組の中心にある。日本は、この地域における米国の関与を高く評価する。この文脈において、閣僚は、地域の平和、安全及び繁栄の推進における日米同盟の不可欠な役割を再確認した。

日本が国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の政策を継続する中で、米国は、日本の最近の重要な成果を歓迎し、支持する。これらの成果には、切れ目のない安全保障法制の整備のための2014年7月1日の日本政府の閣議決定、国家安全保障会議の設置、防衛装備移転三原則、特定秘密保護法、サイバーセキュリティ基本法、新「宇宙基本計画」及び開発協力大綱が含まれる。

閣僚は、新たな指針並びに日米各国の安全保障及び防衛政策によって強化された日米同盟が、アジア太平洋地域の平和及び安全の礎として、また、より平和で安定した国際安全保障環境を推進するための基盤として役割を果たし

続けることを確認した。

閣僚はまた、尖閣諸島が日本の施政の下にある領域であり、したがって日米安全保障条約第5条の下でのコミットメントの範囲に含まれること、及び同諸島に対する日本の施政を損なおうとするいかなる一方的な行動にも反対することを再確認した。

2. 新たな日米防衛協力のための指針

1978年11月27日に初めて了承され、1997年9月23日に見直しが行われた指針は、日米両国の役割及び任務並びに協力及び調整の在り方についての一般的な大枠及び政策的な方向性を示してきた。2013年10月3日に東京で開催されたSCCにおいて、閣僚は、変化する安全保障環境に関する見解を共有し、防衛協力小委員会（SDC）に対し、紛争を抑止し並びに平和及び安全を促進する上で同盟が引き続き不可欠な役割を果たすことを確保するため、1997年の指針の変更に関する勧告を作成するよう指示した。

本日、SCCは、SDCが勧告した新たな指針を了承した。これにより、2013年10月に閣僚から示された指針の見直しの目的が達成される。1997年の指針に代わる新たな指針は、日米両国の役割及び任務についての一般的な大枠及び政策的な方向性を更新するとともに、同盟を現代に適合したものとし、また、平時から緊急事態までのあらゆる段階における抑止力及び対処力を強化することで、より力強い同盟とより大きな責任の共有のための戦略的な構想を明らかにする。

新たな指針と切れ目のない安全保障法制を整備するための日本の取組との整合性を確保することの重要性を認識し、閣僚は、当該法制が、新たな指針の下での二国間の取組をより実効的なものとすることを認識した。米国は、日本の「積極的平和主義」の政策及び2014年7月の閣議決定を反映する当該法制を整備するために現在行われている取組を歓迎し、支持する。

指針の中核は、引き続き、日本の平和及び安全に対する揺るぎないコミットメントである。新たな指針は、日米両政府が、二国間協力を次の様々な分野にもわたって拡大しつつ、切れ目のない、力強い、柔軟かつ実効的な同盟としての対応を通じてそのコミットメントを果たすための能力を強化し続けるための方法及び手段を詳述する。

同盟調整メカニズム：新たな指針の下で、日米両国は、

平時から緊急事態までのあらゆる段階における切れ目のない対応を可能とする、平時から利用可能な、政府全体にわたる同盟内の調整のためのメカニズムを設置する。

地域的な及びグローバルな協力： 新たな指針は、同盟が、適切な場合に、日本の国内法令に従った方法により、平和維持活動、海洋安全保障及び後方支援等の国際的な安全保障上の取組に対して一層大きな貢献を行うことを可能とする。閣僚は、地域の及び他のパートナー並びに国際機関と協力することの重要性を改めて表明した。

新たな戦略的な協力： 変化する世界は現代的な同盟を必要としており、新たな指針は、日米両国が、宇宙及びサイバー空間において、また、領域を横断する形で効果をもたらすことを意図した活動を行うに当たり、協力を行うための基盤を構築する。

人道支援・災害救援： 新たな指針は、日本及び世界各地における大規模災害への対処における二国間協力の実効性を一層向上させるために日米両政府が協働し得る方法を示す。

力強い基盤： 新たな指針はまた、防衛装備・技術協力、情報協力・情報保全及び教育・研究交流を含む、二国間協力のあらゆる側面に貢献する取組及び活動を示す。

閣僚は、新たな指針の下での共同の取組に着手するとの意図を確認した。この文脈において、SCCは、SDCに対し、平時から利用可能な同盟調整メカニズムの設置及び共同計画策定メカニズムの改良並びにこれによる共同計画の策定の強化を含め、新たな指針を実施するよう指示した。閣僚はまた、新たな指針が展望する後方支援に係る相互協力を実施するための物品役務相互提供協定を迅速に交渉するとの意図を表明した。

3. 二国間の安全保障及び防衛協力

閣僚は、様々な分野における二国間の安全保障及び防衛協力を強化することによって同盟の抑止力及び対処力を強化するための現在も見られる進捗について、満足の意をもって留意する。閣僚は、

- ・ 最も現代的かつ高度な米国の能力を日本に配備することの戦略的重要性を確認した。当該配備は同盟の抑止力を強化し、日本及びアジア太平洋地域の安全に寄与する。この文脈において、閣僚は、米海軍によるP-8哨戒機の嘉手納飛行場への配備、米空軍によるグローバル・ホーク無人機の三沢飛行場へのローテーション展開、改良された輸

送揚陸艦であるグリーン・ベイの配備及び2017年に米海兵隊F-35Bを日本に配備するとの米国の計画を歓迎した。さらに、閣僚は、2017年までに横須賀海軍施設にイージス艦を追加配備するとの米国の計画、及び本年後半に空母ジョージ・ワシントンをより高度な空母ロナルド・レーガンに交代させることを歓迎した。

- ・ 核及び通常戦力についての議論を通じたものを含め、日本に対する米国の防衛上のコミットメントの信頼性を強化する日米拡大抑止協議を通じた取組を継続することを決意した。

- ・ 弾道ミサイル防衛（BMD）能力の向上における協力を維持すること、特に2014年12月のAN/TPY-2レーダー（Xバンド・レーダー）システムの経ヶ岬への配備及び2017年までに予定されている2隻のBMD駆逐艦の日本への追加配備の重要性を強調した。これらのアセットは、連携の下で運用され、日米両国の防衛に直接的に寄与する。

- ・ 宇宙安全保障、特に、政府一体となつての取組である宇宙に関する包括的日米対話及び安全保障分野における日米宇宙協議を通じた、抗たん性及び能力向上分野における協力の強化を強調した。閣僚はまた、宇宙航空研究開発機構による宇宙状況監視（SSA）情報の米国への提供及び両国の防衛当局間で宇宙に関連した事項を議論するための新たな枠組みの設置による協力の強化を強調した。

- ・ サイバー空間に係る諸課題に関する協力、特に、政府一体となつての取組である日米サイバー対話及び日米サイバー防衛政策作業部会を通じた、脅威情報の共有及び任務保証並びに重要インフラ防護分野における協力での継続的な進展を求めた。

- ・ 情報収集、警戒監視及び偵察（ISR）協力の強化、特に米空軍によるグローバル・ホーク無人機の三沢飛行場へのローテーション展開及び日本による高度なISR基盤の調達計画を賞賛した。

- ・ 日本の新たな防衛装備移転三原則、及びF-35の地域における整備・修理・オーバーホール・アップグレード能力の日本での確立に係る最近の米国の決定に示された、後方支援及び防衛装備協力の拡大を賞賛した。閣僚は、高度な能力に係る共同研究・開発を促進する日米装備・技術定期協議（S&TF）と同盟の役割・任務・能力（RMC）に関する対話の連携を通じた防衛装備協力の強化を強調

した。

- ・ 情報保全に関する日米協議を通じた継続的な進展及び日本の特定秘密保護法の施行により示された、情報保全協力の強化の重要性を確認した。この法律により、日本政府は、平時及び緊急事態における機微な情報の安全な交換を円滑にするために必要な政策、慣行及び手続を整備した。

さらに、閣僚は、在日米軍駐留経費負担が、複雑さを増す安全保障環境において日本の平和及び安全に資するものである前方展開した在日米軍のプレゼンスに対する日本の継続的な支援を示してきたことを確認した。閣僚は、2011年6月のSCC文書に示す現行の在日米軍駐留経費負担のコミットメントが2016年3月に終了することに留意し、適切な水準の在日米軍駐留経費負担を行う将来の取決めに係る協議を開始する意図を表明した。

共同の活動の範囲が拡大していることを認識し、閣僚は、同盟管理プロセスの効率性及び実効性を強化する適切な二国間協議の枠組みを可及的速やかに検討するとの意図を確認した。

4. 地域的及び国際的な協力

日米同盟がアジア太平洋地域の平和及び安全の礎であり、また、より平和で安定した国際安全保障環境を推進するための基盤であることを認識し、閣僚は、次の分野における最近の進展を強調した。

- ・ 2013年11月のフィリピンにおける台風への対処における緊密な調整に示された、人道支援・災害救援活動における協力の強化。

- ・ 沿岸巡視船の提供及びその他の海洋安全保障能力の構築のための取組によるものを含め、特に東南アジアでのパートナーに対する能力構築における継続的かつ緊密な連携。

- ・ 特に韓国及び豪州並びに東南アジア諸国連合等の主要なパートナーとの三か国及び多国間協力の拡大。閣僚は、北朝鮮による核及びミサイルの脅威に関する韓国との三者間情報共有取決めの最近の署名を強調し、この枠組みを将来に向けた三か国協力の拡大のための基盤として活用していくことを決意した。閣僚はまた、日米豪安全保障・防衛協力会合を通じ、東南アジアにおける能力構築のための活動並びに安全保障及び防衛に係る事項について、豪州とのより緊密な協力を追求するとの意図を確認した。

5. 在日米軍再編

閣僚は、在日米軍の再編の過程を通じて訓練能力を含む運用能力を確保しつつ、在日米軍の再編に係る既存の取決めに可能な限り速やかに実施することに対する日米両政府の継続的なコミットメントを再確認した。閣僚は、地元への米軍の影響を軽減しつつ、将来の課題及び脅威に効果的に対処するための能力を強化することで抑止力が強化される強固かつ柔軟な兵力態勢を維持することに対するコミットメントを強調した。この文脈で、閣僚は、普天間飛行場から岩国飛行場へのKC-130飛行隊の移駐を歓迎し、訓練場及び施設の整備等の取組を通じた、沖縄県外の場所への移転を含む、航空機訓練移転を継続することに対するコミットメントを確認した。

この取組の重要な要素として、閣僚は、普天間飛行場の代替施設(FRF)をキャンプ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に建設することが、運用上、政治上、財政上及び戦略上の懸念に対処し、普天間飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であることを再確認した。閣僚は、この計画に対する日米両政府の揺るぎないコミットメントを再確認し、同計画の完了及び長期にわたり望まれてきた普天間飛行場の日本への返還を達成するとの強い決意を強調した。米国は、FRF建設事業の着実かつ継続的な進展を歓迎する。

閣僚はまた、2006年の「ロードマップ」及び2013年4月の統合計画に基づく嘉手納飛行場以南の土地の返還の重要性を再確認し、同計画の実施に引き続き取り組むとの日米両政府の決意を改めて表明し、2016年春までに同計画が更新されることを期待した。閣僚は、この計画に従ってこれまでに完了した土地の返還のうち最も重要な本年3月31日のキャンプ瑞慶覧西普天間住宅地区の計画どおりの返還を強調した。

閣僚は、日米両政府が、改正されたグアム協定に基づき、沖縄からグアムを含む日本国外の場所への米海兵隊の要員の移転を着実に実施していることを確認した。

閣僚は、環境保護のための協力を強化することへのコミットメントを再確認し、環境上の課題について更なる取組を行うことの重要性を確認した。この目的のため、閣僚は、環境の管理の分野における協力に関する補足協定についての進展を歓迎し、可能な限り迅速に同協定に付随する文書の交渉を継続する意図を確認した。

日米防衛協力のための指針

(2015年4月27日)

I. 防衛協力と指針の目的

平時から緊急事態までのいかなる状況においても日本の平和及び安全を確保するため、また、アジア太平洋地域及びこれを越えた地域が安定し、平和で繁栄したものとなるよう、日米両国間の安全保障及び防衛協力は、次の事項を強調する。

- ・ 切れ目のない、力強い、柔軟かつ実効的な日米共同の対応
- ・ 日米両政府の国家安全保障政策間の相乗効果
- ・ 政府一体となつての同盟としての取組
- ・ 地域の及び他のパートナー並びに国際機関との協力
- ・ 日米同盟のグローバルな性質

日米両政府は、日米同盟を継続的に強化する。各政府は、その国家安全保障政策に基づき、各自の防衛態勢を維持する。日本は、「国家安全保障戦略」及び「防衛計画の大綱」に基づき防衛力を保持する。米国は、引き続き、その核戦力を含むあらゆる種類の能力を通じ、日本に対して拡大抑止を提供する。米国はまた、引き続き、アジア太平洋地域において即応態勢にある戦力を前方展開するとともに、それらの戦力を迅速に増強する能力を維持する。日米防衛協力のための指針（以下「指針」という。）は、二国間の安全保障及び防衛協力の実効性を向上させるため、日米両国の役割及び任務並びに協力及び調整の在り方についての一般的な大枠及び政策的な方向性を示す。これにより、指針は、平和及び安全を促進し、紛争を抑止し、経済的な繁栄の基盤を確実なものとし、日米同盟の重要性についての国内外の理解を促進する。

II. 基本的な前提及び考え方

指針並びにその下での行動及び活動は、次の基本的な前提及び考え方に従う。

A. 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（日米安全保障条約）及びその関連取極に基づく権利及び義務並びに日米同盟関係の基本的な枠組みは、変更されない。

B. 日本及び米国により指針の下で行われる全ての行動及び活動は、紛争の平和的解決及び国家の主権平等に関するものその他の国際連合憲章の規定並びにその他の関連する国際約束を含む国際法に合致するものである。

C. 日本及び米国により行われる全ての行動及び活動は、各々の憲法及びその時々において適用のある国内法令並びに国家安全保障政策の基本的な方針に従って行われる。日本の行動及び活動は、専守防衛、非核三原則等の日本の基本的な方針に従って行われる。

D. 指針は、いずれの政府にも立法上、予算上、行政上又はその他の措置をとることを義務付けるものではなく、また、指針は、いずれの政府にも法的権利又は義務を生じさせるものではない。しかしながら、二国間協力のための実効的な態勢の構築が指針の目標であることから、日米両政府が、各々の判断に従い、このような努力の結果を各々の具体的な政策及び措置に適切な形で反映することが期待される。

III. 強化された同盟内の調整

指針の下での実効的な二国間協力のため、平時から緊急事態まで、日米両政府が緊密な協議並びに政策面及び運用面的確な調整を行うことが必要となる。二国間の安全保障及び防衛協力の成功を確かなものとするため、日米両政府は、十分な情報を得て、様々なレベルにおいて調整を行うことが必要となる。この目標に向かって、日米両政府は、情報共有を強化し、切れ目のない、実効的な、全ての関係機関を含む政府全体にわたる同盟内の調整を確保するため、あらゆる経路を活用する。この目的のため、日米両政府は、新たな、平時から利用可能な同盟調整メカニズムを設置し、運用面の調整を強化し、共同計画の策定を強化する。

A. 同盟調整メカニズム

持続する、及び発生する脅威は、日米両国の平和及び安全に対し深刻かつ即時の影響を与え得る。日米両政府は、日本の平和及び安全に影響を与える状況その他の同盟としての対応を必要とする可能性があるあらゆる状況に切れ目のない形で実効的に対処するため、同盟調整メカニズムを活用する。このメカニズムは、平時から緊急事態までのあらゆる段階において自衛隊及び米軍により実施される活動に関連した政策面及び運用面の調整を強化する。このメカニズムはまた、適時の情報共有並びに共通の情勢認識の構築及び維持に寄与する。日米両政府は、実効的な調整を確保するため、必要な手順及び基盤（施設及び情報通信システムを含む。）を確立するとともに、定期的な訓練・演習を実施する。

日米両政府は、同盟調整メカニズムにおける調整の手順及び参加機関の構成の詳細を状況に応じたものとする。この手順の一環として、平時から、連絡窓口に係る情報が共有され及び保持される。

B. 強化された運用面の調整

柔軟かつ即応性のある指揮・統制のための強化された二国間の運用面の調整は、日米両国にとって決定的に重要な中核的能力である。この文脈において、日米両政府は、自衛隊と米軍との間の協力を強化するため、運用面の調整機能が併置されることが引き続き重要であることを認識する。自衛隊及び米軍は、緊密な情報共有を確保し、平時から緊急事態までの調整を円滑にし及び国際的な活動を支援するため、要員の交換を行う。自衛隊及び米軍は、緊密に協力し及び調整しつつ、各々の指揮系統を通じて行動する。

C. 共同計画の策定

日米両政府は、自衛隊及び米軍による整合のとれた運用を円滑かつ実効的に行うことを確保するため、引き続き、共同計画を策定し及び更新する。日米両政府は、計画の実効性及び柔軟、適時かつ適切な対処能力を確保するため、適切な場合に、運用面及び後方支援面の所要並びにこれを満たす方策をあらかじめ特定することを含め、関連情報を交換する。日米両政府は、平時において、日本の平和及び安全に関連する緊急事態について、各々の政府の関係機関を含む改良された共同計画策定メカニズムを通じ、共同計画の策定を行う。共同計画は、適切な場合に、関係機関からの情報を得つつ策定される。日米安全保障協議委員会は、引き続き、方向性の提示、このメカニズムの下での計画の策定に係る進捗の確認及び必要に応じた指示の発出について責任を有する。日米安全保障協議委員会は、適切な下部組織により補佐される。共同計画は、日米両政府双方の計画に適切に反映される。

IV. 日本の平和及び安全の切れ目のない確保

持続する、及び発生する脅威は、日本の平和及び安全に対し深刻かつ即時の影響を与え得る。この複雑さを増す安全保障環境において、日米両政府は、日本に対する武力攻撃を伴わない時の状況を含め、平時から緊急事態までのいかなる段階においても、切れ目のない形で、日本の平和及び安全を確保するための措置をとる。この文脈において、日米両政府はまた、パートナーとの更なる協力を推進する。

日米両政府は、これらの措置が、各状況に応じた柔軟、適時かつ実効的な二国間の調整に基づいてとられる必要があること、及び同盟としての適切な対応のためには省庁間調整が不可欠であることを認識する。したがって、日米両政府は、適切な場合に、次の目的のために政府全体にわたる同盟調整メカニズムを活用する。

- ・ 状況进行评估すること
- ・ 情報を共有すること、及び
- ・ 柔軟に選択される抑止措置及び事態の緩和を目的とした行動を含む同盟としての適切な対応を実施するための方法を立案すること

日米両政府はまた、これらの二国間の取組を支えるため、日本の平和及び安全に影響を与える可能性がある事項に関する適切な経路を通じた戦略的な情報発信を調整する。

A. 平時からの協力措置

日米両政府は、日本の平和及び安全の維持を確保するため、日米同盟の抑止力及び能力を強化するための、外交努力によるものを含む広範な分野にわたる協力を推進する。自衛隊及び米軍は、あらゆるあり得べき状況に備えるため、相互運用性、即応性及び警戒態勢を強化する。このため、日米両政府は、次のものを含むが、これに限られない措置をとる。

1. 情報収集、警戒監視及び偵察

日米両政府は、日本の平和及び安全に対する脅威のあらゆる兆候を極力早期に特定し並びに情報収集及び分析における決定的な優越を確保するため、共通の情勢認識を構築し及び維持しつつ、情報を共有し及び保護する。これには、関係機関間の調整及び協力の強化を含む。自衛隊及び米軍は、各々のアセットの能力及び利用可能性に応じ、情報収集、警戒監視及び偵察（ISR）活動を行う。これには、日本の平和及び安全に影響を与え得る状況の推移を継続的に監視することを確保するため、相互に支援する形で共同のISR活動を行うことを含む。

2. 防空及びミサイル防衛

自衛隊及び米軍は、弾道ミサイル発射及び経空の侵入に対する抑止及び防衛態勢を維持し及び強化する。日米両政府は、早期警戒能力、相互運用性、ネットワーク化による監視範囲及びリアルタイムの情報交換を拡大するため並びに弾道ミサイル対処能力の総合的な向上を図るため、協力する。さらに、日米両政府は、引き続き、挑発的なミサ

イル発射及びその他の航空活動に対処するに当たり緊密に調整する。

3. 海洋安全保障

日米両政府は、航行の自由を含む国際法に基づく海洋秩序を維持するための措置に関し、相互に緊密に協力する。自衛隊及び米軍は、必要に応じて関係機関との調整によるものを含め、海洋監視情報の共有を更に構築し及び強化しつつ、適切な場合に、ISR及び訓練・演習を通じた海洋における日米両国のプレゼンスの維持及び強化等の様々な取組において協力する。

4. アセット（装備品等）の防護

自衛隊及び米軍は、訓練・演習中を含め、連携して日本の防衛に資する活動に現に従事している場合であって適切なときは、各々のアセット（装備品等）を相互に防護する。

5. 訓練・演習

自衛隊及び米軍は、相互運用性、持続性及び即応性を強化するため、日本国内外双方において、実効的な二国間及び多国間の訓練・演習を実施する。適時かつ実践的な訓練・演習は、抑止を強化する。日米両政府は、これらの活動を支えるため、訓練場、施設及び関連装備品が利用可能、アクセス可能かつ現代的なものであることを確保するために協力する。

6. 後方支援

日本及び米国は、いかなる段階においても、各々自衛隊及び米軍に対する後方支援の実施を主体的に行う。自衛隊及び米軍は、日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定（日米物品役務相互提供協定）及びその関連取決めに規定する活動について、適切な場合に、補給、整備、輸送、施設及び衛生を含むが、これらに限らない後方支援を相互に行う。

7. 施設の使用

日米両政府は、自衛隊及び米軍の相互運用性を拡大し並びに柔軟性及び抗たん性を向上させるため、施設・区域の共同使用を強化し、施設・区域の安全の確保に当たって協力する。日米両政府はまた、緊急事態へ備えることの重要性を認識し、適切な場合に、民間の空港及び港湾を含む施設の実地調査の実施に当たって協力する。

B. 日本の平和及び安全に対して発生する脅威への対処

同盟は、日本の平和及び安全に重要な影響を与える事態に対処する。当該事態については地理的に定めることはできない。この節に示す措置は、当該事態にまだ至っていない状況において、両国の各々の国内法令に従ってとり得るものを含む。早期の状況把握及び二国間の行動に関する状況に合わせた断固たる意思決定は、当該事態の抑止及び緩和に寄与する。日米両政府は、日本の平和及び安全を確保するため、平時からの協力的措置を継続することに加え、外交努力を含むあらゆる手段を追求する。日米両政府は、同盟調整メカニズムを活用しつつ、各々の決定により、次に掲げるものを含むが、これらに限らない追加的措置をとる。

1. 非戦闘員を退避させるための活動

日本国民又は米国国民である非戦闘員を第三国から安全な地域に退避させる必要がある場合、各政府は、自国民の退避及び現地当局との関係の処理について責任を有する。日米両政府は、適切な場合に、日本国民又は米国国民である非戦闘員の退避を計画するに当たり調整し及び当該非戦闘員の退避の実施に当たって協力する。これらの退避活動は、輸送手段、施設等の各国の能力を相互補完的に使用して実施される。日米両政府は、各々、第三国の非戦闘員に対して退避に係る援助を行うことを検討することができる。日米両政府は、退避者の安全、輸送手段及び施設、通関、出入国管理及び検疫、安全な地域、衛生等の分野において協力を実施するため、適切な場合に、同盟調整メカニズムを通じ初期段階からの調整を行う。日米両政府は、適切な場合に、訓練・演習の実施によるものを含め、非戦闘員を退避させるための活動における調整を平時から強化する。

2. 海洋安全保障

日米両政府は、各々の能力を考慮しつつ、海洋安全保障を強化するため、緊密に協力する。協力的措置には、情報共有及び国際連合安全保障理事会決議その他の国際法上の根拠に基づく船舶の検査を含み得るが、これらに限らない。

3. 避難民への対応のための措置

日米両政府は、日本への避難民の流入が発生するおそれがある又は実際に始まるような状況に至る場合には、国際法上の関係する義務に従った人道的な方法で避難民を扱いつつ、日本の平和及び安全を維持するために協力する。

当該避難民への対応については、日本が主体的に実施する。米国は、日本からの要請に基づき、適切な支援を行う。

4. 捜索・救難

日米両政府は、適切な場合に、捜索・救難活動において協力し及び相互に支援する。自衛隊は、日本の国内法令に従い、適切な場合に、関係機関と協力しつつ、米国による戦闘捜索・救難活動に対して支援を行う。

5. 施設・区域の警護

自衛隊及び米軍は、各々の施設・区域を関係当局と協力して警護する責任を有する。日本は、米国からの要請に基づき、米軍と緊密に協力し及び調整しつつ、日本国内の施設・区域の追加的な警護を実施する。

6. 後方支援

日米両政府は、実効的かつ効率的な活動を可能とするため、適切な場合に、相互の後方支援（補給、整備、輸送、施設及び衛生を含むが、これらに限らない。）を強化する。これらには、運用面及び後方支援面の所要の迅速な確認並びにこれを満たす方策の実施を含む。日本政府は、中央政府及び地方公共団体の機関が有する権限及び能力並びに民間が有する能力を適切に活用する。日本政府は、自国の国内法令に従い、適切な場合に、後方支援及び関連支援を行う。

7. 施設の使用

日本政府は、日米安全保障条約及びその関連取極に従い、必要に応じて、民間の空港及び港湾を含む施設を一時的な使用に供する。日米両政府は、施設・区域の共同使用における協力を強化する。

C. 日本に対する武力攻撃への対処行動

日本に対する武力攻撃への共同対処行動は、引き続き、日米間の安全保障及び防衛協力の中核的要素である。日本に対する武力攻撃が予測される場合、日米両政府は、日本の防衛のために必要な準備を行いつつ、武力攻撃を抑止し及び事態を緩和するための措置をとる。日本に対する武力攻撃が発生した場合、日米両政府は、極力早期にこれを排除し及び更なる攻撃を抑止するため、適切な共同対処行動を実施する。日米両政府はまた、第IV章に掲げるものを含む必要な措置をとる。

1. 日本に対する武力攻撃が予測される場合

日本に対する武力攻撃が予測される場合、日米両政府は、攻撃を抑止し及び事態を緩和するため、包括的かつ強固な

政府一体となつての取組を通じ、情報共有及び政策面の協議を強化し、外交努力を含むあらゆる手段を追求する。自衛隊及び米軍は、必要な部隊展開の実施を含め、共同作戦のための適切な態勢をとる。日本は、米軍の部隊展開を支援するための基盤を確立し及び維持する。日米両政府による準備には、施設・区域の共同使用、補給、整備、輸送、施設及び衛生を含むが、これらに限らない相互の後方支援及び日本国内の米国の施設・区域の警護の強化を含み得る。

2. 日本に対する武力攻撃が発生した場合

a. 整合のとれた対処行動のための基本的考え方

外交努力及び抑止にもかかわらず、日本に対する武力攻撃が発生した場合、日米両国は、迅速に武力攻撃を排除し及び更なる攻撃を抑止するために協力し、日本の平和及び安全を回復する。当該整合のとれた行動は、この地域の平和及び安全の回復に寄与する。日本は、日本の国民及び領域の防衛を引き続き主体的に実施し、日本に対する武力攻撃を極力早期に排除するため直ちに行動する。自衛隊は、日本及びその周辺海空域並びに海空域の接近経路における防勢作戦を主体的に実施する。米国は、日本と緊密に調整し、適切な支援を行う。米軍は、日本を防衛するため、自衛隊を支援し及び補完する。米国は、日本の防衛を支援し並びに平和及び安全を回復するような方法で、この地域の環境を形成するための行動をとる。日米両政府は、日本を防衛するためには国力の全ての手段が必要となることを認識し、同盟調整メカニズムを通じて行動を調整するため、各々の指揮系統を活用しつつ、各々政府一体となつての取組を進める。米国は、日本に駐留する兵力を含む前方展開兵力を運用し、所要に応じその他のあらゆる地域からの増援兵力を投入する。日本は、これらの部隊展開を円滑にするために必要な基盤を確立し及び維持する。日米両政府は、日本に対する武力攻撃への対処において、各々米軍又は自衛隊及びその施設を防護するための適切な行動をとる。

b. 作戦構想

i. 空域を防衛するための作戦

自衛隊及び米軍は、日本の上空及び周辺空域を防衛するため、共同作戦を実施する。自衛隊は、航空優勢を確保しつつ、防空作戦を主体的に実施する。このため、自衛隊は、航空機及び巡航ミサイルによる攻撃に対する防衛を含むが、これに限られない必要な行動をとる。米軍は、自衛隊

の作戦を支援し及び補完するための作戦を実施する。

ii. 弾道ミサイル攻撃に対処するための作戦

自衛隊及び米軍は、日本に対する弾道ミサイル攻撃に対処するため、共同作戦を実施する。自衛隊及び米軍は、弾道ミサイル発射を早期に探知するため、リアルタイムの情報交換を行う。弾道ミサイル攻撃の兆候がある場合、自衛隊及び米軍は、日本に向けられた弾道ミサイル攻撃に対して防衛し、弾道ミサイル防衛作戦に従事する部隊を防護するための実効的な態勢を維持する。自衛隊は、日本を防衛するため、弾道ミサイル防衛作戦を主体的に実施する。米軍は、自衛隊の作戦を支援し及び補完するための作戦を実施する。

iii. 海域を防衛するための作戦

自衛隊及び米軍は、日本の周辺海域を防衛し及び海上交通の安全を確保するため、共同作戦を実施する。自衛隊は、日本における主要な港湾及び海峡の防備、日本周辺海域における艦船の防護並びにその他の関連する作戦を主体的に実施する。このため、自衛隊は、沿岸防衛、対水上戦、対潜戦、機雷戦、対空戦及び航空阻止を含むが、これに限られない必要な行動をとる。米軍は、自衛隊の作戦を支援し及び補完するための作戦を実施する。自衛隊及び米軍は、当該武力攻撃に関与している敵に支援を行う船舶活動の阻止において協力する。こうした活動の実効性は、関係機関間の情報共有その他の形態の協力を通じて強化される。

iv. 陸上攻撃に対処するための作戦

自衛隊及び米軍は、日本に対する陸上攻撃に対処するため、陸、海、空又は水陸両用部隊を用いて、共同作戦を実施する。自衛隊は、島嶼に対するものを含む陸上攻撃を阻止し、排除するための作戦を主体的に実施する。必要が生じた場合、自衛隊は島嶼を奪回するための作戦を実施する。このため、自衛隊は、着上陸侵攻を阻止し排除するための作戦、水陸両用作戦及び迅速な部隊展開を含むが、これに限られない必要な行動をとる。自衛隊はまた、関係機関と協力しつつ、潜入を伴うものを含め、日本における特殊作戦部隊による攻撃等の不正規型の攻撃を主体的に撃破する。米軍は、自衛隊の作戦を支援し及び補完するための作戦を実施する。

v. 領域横断的な作戦

自衛隊及び米軍は、日本に対する武力攻撃を排除し及び更なる攻撃を抑止するため、領域横断的な共同作戦を実施

する。これらの作戦は、複数の領域を横断して同時に効果を達成することを目的とする。領域横断的な協力の例には、次に示す行動を含む。自衛隊及び米軍は、適切な場合に、関係機関と協力しつつ、各々のISR態勢を強化し、情報共有を促進し及び各々のISRアセットを防護する。米軍は、自衛隊を支援し及び補完するため、打撃力の使用を伴う作戦を実施することができる。米軍がそのような作戦を実施する場合、自衛隊は、必要に応じ、支援を行うことができる。これらの作戦は、適切な場合に、緊密な二国間調整に基づいて実施される。日米両政府は、第Ⅵ章に示す二国間協力に従い、宇宙及びサイバー空間における脅威に対処するために協力する。自衛隊及び米軍の特殊作戦部隊は、作戦実施中、適切に協力する。

c. 作戦支援活動

日米両政府は、共同作戦を支援するため、次の活動において協力する。

i. 通信電子活動

日米両政府は、適切な場合に、通信電子能力の効果的な活用を確保するため、相互に支援する。自衛隊及び米軍は、共通の状況認識の下での共同作戦のため、自衛隊と米軍との間の効果的な通信を確保し、共通作戦状況図を維持する。

ii. 捜索・救難

自衛隊及び米軍は、適切な場合に、関係機関と協力しつつ、戦闘捜索・救難活動を含む捜索・救難活動において、協力し及び相互に支援する。

iii. 後方支援

作戦上各々の後方支援能力の補完が必要となる場合、自衛隊及び米軍は、各々の能力及び利用可能性に基づき、柔軟かつ適時の後方支援を相互に行う。日米両政府は、支援を行うため、中央政府及び地方公共団体の機関が有する権限及び能力並びに民間が有する能力を適切に活用する。

iv. 施設の使用

日本政府は、必要に応じ、日米安全保障条約及びその関連取極に従い、施設の追加提供を行う。日米両政府は、施設・区域の共同使用における協力を強化する。

v. CBRN（化学・生物・放射線・核）防護

日本政府は、日本国内でのCBRN事案及び攻撃に引き続き主体的に対処する。米国は、日本における米軍の任務遂行能力を主体的に維持し回復する。日本からの要請に基づき、米国は、日本の防護を確実にするため、CBRN事

案及び攻撃の予防並びに対処関連活動において、適切に日本を支援する。

D. 日本以外の国に対する武力攻撃への対処行動

日米両国が、各々、米国又は第三国に対する武力攻撃に対処するため、主権の十分な尊重を含む国際法並びに各々の憲法及び国内法に従い、武力の行使を伴う行動をとることを決定する場合であって、日本が武力攻撃を受けるに至っていないとき、日米両国は、当該武力攻撃への対処及び更なる攻撃の抑止において緊密に協力する。共同対処は、政府全体にわたる同盟調整メカニズムを通じて調整される。日米両国は、当該武力攻撃への対処行動をとっている他国と適切に協力する。自衛隊は、日本と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより日本の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態に対処し、日本の存立を全うし、日本国民を守るため、武力の行使を伴う適切な作戦を実施する。協力して行う作戦の例は、次に概要を示すとおりである。

1. アセットの防護

自衛隊及び米軍は、適切な場合に、アセットの防護において協力する。当該協力には、非戦闘員の退避のための活動又は弾道ミサイル防衛等の作戦に従事しているアセットの防護を含むが、これに限らない。

2. 捜索・救難

自衛隊及び米軍は、適切な場合に、関係機関と協力しつつ、戦闘捜索・救難活動を含む捜索・救難活動において、協力し及び支援を行う。

3. 海上作戦

自衛隊及び米軍は、適切な場合に、海上交通の安全を確保することを目的とするものを含む機雷掃海において協力する。自衛隊及び米軍は、適切な場合に、関係機関と協力しつつ、艦船を防護するための護衛作戦において協力する。自衛隊及び米軍は、適切な場合に、関係機関と協力しつつ、当該武力攻撃に関与している敵に支援を行う船舶活動の阻止において協力する。

4. 弾道ミサイル攻撃に対処するための作戦

自衛隊及び米軍は、各々の能力に基づき、適切な場合に、弾道ミサイルの迎撃において協力する。日米両政府は、弾道ミサイル発射の早期探知を確実にを行うため、情報交換を行う。

5. 後方支援

作戦上各々の後方支援能力の補完が必要となる場合、自衛隊及び米軍、各々の能力及び利用可能性に基づき、柔軟かつ適時に後方支援を相互に行う。日米両政府は、支援を行うため、中央政府及び地方公共団体の機関が有する権限及び能力並びに民間が有する能力を適切に活用する。

E. 日本における大規模災害への対処における協力

日本において大規模災害が発生した場合、日本は主体的に当該災害に対処する。自衛隊は、関係機関、地方公共団体及び民間主体と協力しつつ、災害救援活動を実施する。日本における大規模災害からの迅速な復旧が日本の平和及び安全の確保に不可欠であること、及び当該災害が日本における米軍の活動に影響を与える可能性があることを認識し、米国は、自国の基準に従い、日本の活動に対する適切な支援を行う。当該支援には、捜索・救難、輸送、補給、衛生、状況把握及び評価並びにその他の専門的能力を含み得る。日米両政府は、適切な場合に、同盟調整メカニズムを通じて活動を調整する。日米両政府は、日本における人道支援・災害救援活動に際しての米軍による協力の実効性を高めるため、情報共有によるものを含め、緊密に協力する。さらに、米軍は、災害関連訓練に参加することができ、これにより、大規模災害への対処に当たったの相互理解が深まる。

V. 地域の及びグローバルな平和と安全のための協力

相互の関係を深める世界において、日米両国は、アジア太平洋地域及びこれを越えた地域の平和、安全、安定及び経済的な繁栄の基盤を提供するため、パートナーと協力しつつ、主導的役割を果たす。半世紀をはるかに上回る間、日米両国は、世界の様々な地域における課題に対して実効的な解決策を実行するため協力してきた。日米両政府の各々がアジア太平洋地域及びこれを越えた地域の平和及び安全のための国際的な活動に参加することを決定する場合、自衛隊及び米軍を含む日米両政府は、適切なときは、次に示す活動等において、相互に及びパートナーと緊密に協力する。この協力はまた、日米両国の平和及び安全に寄与する。

A. 国際的な活動における協力

日米両政府は、各々の判断に基づき、国際的な活動に参加する。共に活動を行う場合、自衛隊及び米軍は、実行可能な限り最大限協力する。日米両政府は、適切な場合に、

同盟調整メカニズムを通じ、当該活動の調整を行うことができ、また、これらの活動において三か国及び多国間の協力を追求する。自衛隊及び米軍は、円滑かつ実効的な協力のため、適切な場合に、手順及びベストプラクティスを共有する。日米両政府は、引き続き、この指針に必ずしも明示的には含まれない広範な事項について協力する一方で、地域的及び国際的な活動における日米両政府による一般的な協力分野は次のものを含む。

1. 平和維持活動

日米両政府が国際連合憲章に従って国際連合により権限を与えられた平和維持活動に参加する場合、日米両政府は、適切なときは、自衛隊と米軍との間の相互運用性を最大限に活用するため、緊密に協力する。日米両政府はまた、適切な場合に、同じ任務に従事する国際連合その他の要員に対する後方支援の提供及び保護において協力することができる。

2. 国際的な人道支援・災害救援

日米両政府が、大規模な人道災害及び自然災害の発生を受けた関係国政府又は国際機関からの要請に応じて、国際的な人道支援・災害救援活動を実施する場合、日米両政府は、適切なときは、参加する自衛隊と米軍との間の相互運用性を最大限に活用しつつ、相互に支援を行うため緊密に協力する。協力して行う活動の例には、相互の後方支援、運用面の調整、計画策定及び実施を含み得る。

3. 海洋安全保障

日米両政府が海洋安全保障のための活動を実施する場合、日米両政府は、適切なときは、緊密に協力する。協力して行う活動の例には、海賊対処、機雷掃海等の安全な海上交通のための取組、大量破壊兵器の不拡散のための取組及びテロ対策活動のための取組を含み得る。

4. パートナーの能力構築支援

パートナーとの積極的な協力は、地域及び国際の平和及び安全の維持及び強化に寄与する。変化する安全保障上の課題に対処するためのパートナーの能力を強化することを目的として、日米両政府は、適切な場合に、各々の能力及び経験を最大限に活用することにより、能力構築支援活動において協力する。協力して行う活動の例には、海洋安全保障、防衛医学、防衛組織の構築、人道支援・災害救援又は平和維持活動のための部隊の即応性の向上を含み得る。

5. 非戦闘員を退避させるための活動

非戦闘員の退避のために国際的な行動が必要となる状況において、日米両政府は、適切な場合に、日本国民及び米国国民を含む非戦闘員の安全を確保するため、外交努力を含むあらゆる手段を活用する。

6. 情報収集、警戒監視及び偵察

日米両政府が国際的な活動に参加する場合、自衛隊及び米軍は、各々のアセットの能力及び利用可能性に基づき、適切なときは、ISR活動において協力する。

7. 訓練・演習

自衛隊及び米軍は、国際的な活動の実効性を強化するため、適切な場合に、共同訓練・演習を実施し及びこれに参加し、相互運用性、持続性及び即応性を強化する。また、日米両政府は、引き続き、同盟との相互運用性の強化並びに共通の戦術、技術及び手順の構築に寄与するため、訓練・演習においてパートナーと協力する機会を追求する。

8. 後方支援

日米両政府は、国際的な活動に参加する場合、相互に後方支援を行うために協力する。日本政府は、自国の国内法令に従い、適切な場合に、後方支援を行う。

B. 三か国及び多国間協力

日米両政府は、三か国及び多国間の安全保障及び防衛協力を推進し及び強化する。特に、日米両政府は、地域の及び他のパートナー並びに国際機関と協力するための取組を強化し、並びにそのための更なる機会を追求する。日米両政府はまた、国際法及び国際的な基準に基づく協力を推進すべく、地域及び国際機関を強化するために協力する。

VI. 宇宙及びサイバー空間に関する協力

A. 宇宙に関する協力

日米両政府は、宇宙空間の安全保障の側面を認識し、責任ある、平和的かつ安全な宇宙の利用を確実なものとするための両政府の連携を維持し及び強化する。

当該取組の一環として、日米両政府は、各々の宇宙システムの抗たん性を確保し及び宇宙状況監視に係る協力を強化する。日米両政府は、能力を確立し向上させるため、適切な場合に、相互に支援し、宇宙空間の安全及び安定に影響を与え、その利用を妨げ得る行動や事象についての情報を共有する。日米両政府はまた、宇宙システムに対して発生する脅威に対応するために情報を共有し、また、海洋監視並びに宇宙システムの能力及び抗たん性を強化する宇

宙関係の装備・技術（ホステッド・ペイロードを含む。）における協力の機会を追求する。自衛隊及び米軍は、各々の任務を実効的かつ効率的に達成するため、宇宙の利用に当たって、引き続き、早期警戒、ISR、測位、航法及びタイミング、宇宙状況監視、気象観測、指揮、統制及び通信並びに任務保証のために不可欠な関係する宇宙システムの抗たん性の確保等の分野において協力し、かつ政府一体となつての取組に寄与する。各々の宇宙システムが脅威にさらされた場合、自衛隊及び米軍は、適切なときは、危険の軽減及び被害の回避において協力する。被害が発生した場合、自衛隊及び米軍は、適切なときは、関係能力の再構築において協力する。

B. サイバー空間に関する協力

日米両政府は、サイバー空間の安全かつ安定的な利用の確保に資するため、適切な場合に、サイバー空間における脅威及び脆弱性に関する情報を適時かつ適切な方法で共有する。また、日米両政府は、適切な場合に、訓練及び教育に関するベストプラクティスの交換を含め、サイバー空間における各種能力の向上に関する情報を共有する。日米両政府は、適切な場合に、民間との情報共有によるものを含め、自衛隊及び米軍が任務を達成する上で依拠する重要インフラ及びサービスを防護するために協力する。自衛隊及び米軍は、次の措置をとる。

- ・ 各々のネットワーク及びシステムを監視する態勢を維持すること
- ・ サイバーセキュリティに関する知見を共有し、教育交流を行うこと
- ・ 任務保証を達成するために各々のネットワーク及びシステムの抗たん性を確保すること
- ・ サイバーセキュリティを向上させるための政府一体となつての取組に寄与すること
- ・ 平時から緊急事態までのいかなる状況においてもサイバーセキュリティのための実効的な協力を確実に行うため、共同演習を実施すること自衛隊及び日本における米軍が利用する重要インフラ及びサービスに対するものを含め、日本に対するサイバー事案が発生した場合、日本は主体的に対処し、緊密な二国間調整に基づき、米国は日本に対し適切な支援を行う。日米両政府はまた、関連情報を迅速かつ適切に共有する。日本が武力攻撃を受けている場合に発生するものを含め、日本の安全に影響を与える深刻な

サイバー事案が発生した場合、日米両政府は、緊密に協議し、適切な協力行動をとり対処する。

VII. 日米共同の取組

日米両政府は、二国間協力の実効性を更に向上させるため、安全保障及び防衛協力の基盤として、次の分野を発展させ及び強化する。

A. 防衛装備・技術協力

日米両政府は、相互運用性を強化し、効率的な取得及び整備を推進するため、次の取組を行う。

- ・ 装備品の共同研究、開発、生産、試験評価並びに共通装備品の構成品及び役務の相互提供において協力する。
- ・ 相互の効率性及び即応性のため、共通装備品の修理及び整備の基盤を強化する。
- ・ 効率的な取得、相互運用性及び防衛装備・技術協力を強化するため、互恵的な防衛調達を促進する。

・ 防衛装備・技術に関するパートナーとの協力の機会を探索する。

B. 情報協力・情報保全

・ 日米両政府は、共通の情勢認識が不可欠であることを認識し、国家戦略レベルを含むあらゆるレベルにおける情報協力及び情報共有を強化する。

・ 日米両政府は、緊密な情報協力及び情報共有を可能とするため、引き続き、秘密情報の保護に関連した政策、慣行及び手続の強化における協力を推進する。

・ 日米両政府はまた、情報共有に関してパートナーとの協力の機会を探索する。

C. 教育・研究交流

日米両政府は、安全保障及び防衛に関する知的協力の重要性を認識し、関係機関の構成員の交流を深め、各々の研究・教育機関間の意思疎通を強化する。そのような取組は、安全保障・防衛当局者が知識を共有し協力を強化するための恒久的な基盤となる。

VIII. 見直しのための手順

日米安全保障協議委員会は、適切な下部組織の補佐を得て、この指針が変化する場合に照らして適切なものであるか否かを定期的に評価する。日米同盟関係に関連する諸情勢に変化が生じ、その時の状況を踏まえて必要と認める場合には、日米両政府は、適時かつ適切な形でこの指針を更新する。

資料 26

重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための
措置に関する法律（平成十一年法律第六十号）

（目的）

第一条 この法律は、そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態（以下「重要影響事態」という。）に際し、合衆国軍隊等に対する後方支援活動等を行うことにより、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（以下「日米安保条約」という。）の効果的な運用に寄与することを中核とする重要影響事態に対処する外国との連携を強化し、我が国の平和及び安全の確保に資することを目的とする。

（重要影響事態への対応の基本原則）

第二条 政府は、重要影響事態に際して、適切かつ迅速に、後方支援活動、搜索救助活動、重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律（平成十二年法律第百四十五号）第二条に規定する船舶検査活動（重要影響事態に際して実施するものに限る。以下「船舶検査活動」という。）その他の重要影響事態に対応するため必要な措置（以下「対応措置」という。）を実施し、我が国の平和及び安全の確保に努めるものとする。

- 2 対応措置の実施は、武力による威嚇又は武力の行使に当たるものであってはならない。
- 3 後方支援活動及び搜索救助活動は、現に戦闘行為（国際的な武力紛争の一環として行われる人を殺傷し又は物を破壊する行為をいう。以下同じ。）が行われている現場では実施しないものとする。ただし、第七条第六項の規定により行われる搜索救助活動については、この限りでない。
- 4 外国の領域における対応措置については、当該対応措置が行われることについて当該外国（国際連合の総会又は安全保障理事会の決議に従って当該外国において施政を行う機関がある場合にあつては、当該機関）の同意がある場合に限り実施するものとする。
- 5 内閣総理大臣は、対応措置の実施に当たり、第四条第一項に規定する基本計画に基づいて、内閣を代表して行政各部を指揮監督する。
- 6 関係行政機関の長は、前条の目的を達成するため、対応措置の実施に関し、相互に協力するものとする。

（定義等）

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 合衆国軍隊等 重要影響事態に対処し、日米安保条約の目的の達成に寄与する活動を行うアメリカ合衆国の軍隊及びその他の国際連合憲章の目的の達成に寄与する活動を行う外国の軍隊その他これに類する組織をいう。

二 後方支援活動 合衆国軍隊等に対する物品及び役務の提供、便宜の供与その他の支援措置であつて、我が国が実施するものをいう。

三 搜索救助活動 重要影響事態において行われた戦闘行為によって遭難した戦闘参加者について、その搜索又は救助を行う活動（救助した者の輸送を含む。）であつて、我が国が実施するものをいう。

四 関係行政機関 次に掲げる機関で政令で定めるものをいう。

イ 内閣府並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関、デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関

ロ 内閣府設置法第四十条及び第五十六条並びに国家行政組織法第八条の三に規定する特別の機関

2 後方支援活動として行う自衛隊に属する物品の提供及び自衛隊による役務の提供（次項後段に規定するものを除く。）は、別表第一に掲げるものとする。

3 搜索救助活動は、自衛隊の部隊等（自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第八条に規定する部隊等をいう。以下同じ。）が実施するものとする。この場合において、搜索救助活動を行う自衛隊の部隊等において、その実施に伴い、当該活動に相当する活動を行う合衆国軍隊等の部隊に対して後方支援活動として行う自衛隊に属する物品の提供及び自衛隊による役務の提供は、別表第二に掲げるものとする。

（基本計画）

第四条 内閣総理大臣は、重要影響事態に際して次に掲げる措置のいずれかを実施することが必要であると認めるときは、当該措置を実施すること及び対応措置に関する基本計画（以下「基本計画」という。）の案につき閣議の決定を求めなければならない。

一 前条第二項の後方支援活動

二 前号に掲げるもののほか、関係行政機関が後方支援活動として実施する措置であつて特に内閣が関与することにより総合的かつ効果的に実施する必要があるもの

三 搜索救助活動

四 船舶検査活動

2 基本計画に定める事項は、次のとおりとする。

一 重要影響事態に関する次に掲げる事項

- イ 事態の経緯並びに我が国の平和及び安全に与える影響
- ロ 我が国が対応措置を実施することが必要であると認められる理由

二 前号に掲げるもののほか、対応措置の実施に関する基本的な方針

三 前項第一号又は第二号に掲げる後方支援活動を実施する場合における次に掲げる事項

- イ 当該後方支援活動に係る基本的事項
- ロ 当該後方支援活動の種類及び内容
- ハ 当該後方支援活動を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項
- ニ 当該後方支援活動を自衛隊が外国の領域で実施する場合には、当該後方支援活動を外国の領域で実施する自衛隊の部隊等の規模及び構成並びに装備並びに派遣期間
- ホ その他当該後方支援活動の実施に関する重要事項

四 搜索救助活動を実施する場合における次に掲げる事項

- イ 当該搜索救助活動に係る基本的事項
- ロ 当該搜索救助活動を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項
- ハ 当該搜索救助活動の実施に伴う前条第三項後段の後方支援活動の実施に関する重要事項（当該後方支援活動を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項を含む。）
- ニ 当該搜索救助活動又はその実施に伴う前条第三項後段の後方支援活動を自衛隊が外国の領域で実施する場合には、これらの活動を外国の領域で実施する自衛隊の部隊等の規模及び構成並びに装備並びに派遣期間
- ホ その他当該搜索救助活動の実施に関する重要事項

五 船舶検査活動を実施する場合における重要影響事態等の際して実施する船舶検査活動に関する法律第四条第一項に規定する事項

六 前三号に掲げるもののほか、自衛隊が実施する対応措置のうち重要なものの種類及び内容並びにその実施に関する重要事項

七 第三号から前号までに掲げるもののほか、関係行政機関が実施する対応措置のうち特に内閣が関与することにより総合的かつ効果的に実施する必要があるものの実施に関する重要事項

八 対応措置の実施について地方公共団体その他の国以外の者に対して協力を求め又は協力を依頼する場合におけるその協力の種類及び内容並びにその協力に関する重要事項

九 対応措置の実施のための関係行政機関の連絡調整に関する事項

3 前条第二項の後方支援活動又は搜索救助活動若しくはその実施に伴う同条第三項後段の後方支援活動を外国の領域で実施する場合には、当該外国（第二条第四項に規定する機関がある場合にあっては、当該機関）と協議して、実施する区域の範囲を定めるものとする。

4 第一項及び前項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（国会の承認）

第五条 基本計画に定められた自衛隊の部隊等が実施する後方支援活動、搜索救助活動又は船舶検査活動については、内閣総理大臣は、これらの対応措置の実施前に、これらの対応措置を実施することにつき国会の承認を得なければならない。ただし、緊急の必要がある場合には、国会の承認を得ないで当該後方支援活動、搜索救助活動又は船舶検査活動を実施することができる。

2 前項ただし書の規定により国会の承認を得ないで後方支援活動、搜索救助活動又は船舶検査活動を実施した場合には、内閣総理大臣は、速やかに、これらの対応措置の実施につき国会の承認を求めなければならない。

3 政府は、前項の場合において不承認の議決があったときは、速やかに、当該後方支援活動、搜索救助活動又は船舶検査活動を終了させなければならない。

（自衛隊による後方支援活動としての物品及び役務の提供の実施）

第六条 防衛大臣又はその委任を受けた者は、基本計画に従い、第三条第二項の後方支援活動としての自衛隊に属する物品の提供を実施するものとする。

2 防衛大臣は、基本計画に従い、第三条第二項の後方支援活動としての自衛隊による役務の提供について、実施要項を定め、これについて内閣総理大臣の承認を得て、防衛省の機関又は自衛隊の部隊等にその実施を命ずるものとする。

3 防衛大臣は、前項の実施要項において、実施される必要のある役務の提供の具体的内容を考慮し、防衛省の機関又は自衛隊の部隊等がこれを円滑かつ安全に実施することができるように当該後方支援活動を実施する区域（以下この条において「実施区域」という。）を指定するものとする。

- 4 防衛大臣は、実施区域の全部又は一部において、自衛隊の部隊等が第三条第二項の後方支援活動を円滑かつ安全に実施することが困難であると認める場合又は外国の領域で実施する当該後方支援活動についての第二条第四項の同意が存在しなかったと認める場合には、速やかに、その指定を変更し、又はそこで実施されている活動の中断を命じなければならない。
- 5 第三条第二項の後方支援活動のうち我が国の領域外におけるものの実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長又はその指定する者は、当該後方支援活動を実施している場所又はその近傍において、戦闘行為が行われるに至った場合又は付近の状況等に照らして戦闘行為が行われることが予測される場合には、当該後方支援活動の実施を一時休止するなどして当該戦闘行為による危険を回避しつつ、前項の規定による措置を待つのとする。
- 6 第二項の規定は、同項の実施要項の変更（第四項の規定により実施区域を縮小する変更を除く。）について準用する。
（搜索救助活動の実施等）
- 第七条 防衛大臣は、基本計画に従い、搜索救助活動について、実施要項を定め、これについて内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊等にその実施を命ずるものとする。
- 2 防衛大臣は、前項の実施要項において、実施される必要のある搜索救助活動の具体的内容を考慮し、自衛隊の部隊等がこれを円滑かつ安全に実施することができるように当該搜索救助活動を実施する区域（以下この条において「実施区域」という。）を指定するものとする。
- 3 搜索救助活動を実施する場合において、戦闘参加者以外の遭難者が在るときは、これを救助するものとする。
- 4 前条第四項の規定は、実施区域の指定の変更及び活動の中断について準用する。
- 5 前条第五項の規定は、我が国の領域外における搜索救助活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長又はその指定する者について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは、「次条第四項において準用する前項」と読み替えるものとする。
- 6 前項において準用する前条第五項の規定にかかわらず、既に遭難者が発見され、自衛隊の部隊等がその救助を開始しているときは、当該部隊等の安全が確保される限り、当該遭難者に係る搜索救助活動を継続することができる。
- 7 第一項の規定は、同項の実施要項の変更（第四項において準用する前条第四項の規定により実施区域を縮小する変更を

除く。）について準用する。

- 8 前条の規定は、搜索救助活動の実施に伴う第三条第三項後段の後方支援活動について準用する。

（関係行政機関による対応措置の実施）

第八条 前二条に定めるもののほか、防衛大臣及びその他の関係行政機関の長は、法令及び基本計画に従い、対応措置を実施するものとする。

（国以外の者による協力等）

第九条 関係行政機関の長は、法令及び基本計画に従い、地方公共団体の長に対し、その有する権限の行使について必要な協力を求めることができる。

- 2 前項に定めるもののほか、関係行政機関の長は、法令及び基本計画に従い、国以外の者に対し、必要な協力を依頼することができる。

- 3 政府は、前二項の規定により協力を求められ又は協力を依頼された国以外の者が、その協力により損失を受けた場合には、その損失に関し、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

（国会への報告）

第十条 内閣総理大臣は、次の各号に掲げる事項を、遅滞なく、国会に報告しなければならない。

- 一 基本計画の決定又は変更があったときは、その内容
- 二 基本計画に定める対応措置が終了したときは、その結果
（武器の使用）

第十一条 第六条第二項（第七条第八項において準用する場合を含む。第五項及び第六項において同じ。）の規定により後方支援活動としての自衛隊の役務の提供の実施を命ぜられ、又は第七条第一項の規定により搜索救助活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員（自衛隊法第二条第五項に規定する隊員をいう。第六項において同じ。）若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器（自衛隊が外国の領域で当該後方支援活動又は当該搜索救助活動を実施している場合については、第四条第二項第三号ニ又は第四号ニの規定により基本計画に定める装備に該当するものに限る。以下この条において同じ。）を使用することができる。

- 2 前項の規定による武器の使用は、当該現場に上官が在るときは、その命令によらなければならない。ただし、生命又は

身体に対する侵害又は危難が切迫し、その命令を受けるいとまがないときは、この限りでない。

3 第一項の場合において、当該現場に在る上官は、統制を欠いた武器の使用によりかえって生命若しくは身体に対する危険又は事態の混乱を招くこととなることを未然に防止し、当該武器の使用が同項及び次項の規定に従いその目的の範囲内において適正に行われることを確保する見地から必要な命令をするものとする。

4 第一項の規定による武器の使用に際しては、刑法（明治四十年法律第四十五号）第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

5 第六条第二項の規定により後方支援活動としての自衛隊の役務の提供の実施を命ぜられ、又は第七条第一項の規定により搜索救助活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、外国の領域に設けられた当該部隊等の宿営する宿营地（宿営のために使用する区域であって、囲障が設置されることにより他と区別されるものをいう。以下この項において同じ。）であって合衆国軍隊等の要員が共に宿営するものに対する攻撃があった場合において、当該宿营地以外にその近傍に自衛隊の部隊等の安全を確保することができる場所がないときは、当該宿营地に所在する者の生命又は身体を防護するための措置をとる当該要員と共同して、第一項の規定による武器の使用をすることができる。この場合において、同項から第三項まで及び次項の規定の適用については、第一項中「現場に所在する他の自衛隊員（自衛隊法第二条第五項に規定する隊員をいう。第六項において同じ。）若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者」とあるのは「その宿営する宿营地（第五項に規定する宿营地をいう。次項及び第三項において同じ。）に所在する者」と、「その事態」とあるのは「第五項に規定する合衆国軍隊等の要員による措置の状況をも踏まえ、その事態」と、第二項及び第三項中「現場」とあるのは「宿营地」と、次項中「自衛隊員」とあるのは「自衛隊員（同法第二条第五項に規定する隊員をいう。）」とする。

6 自衛隊法第九十六条第三項の規定は、第六条第二項の規定により後方支援活動としての自衛隊の役務の提供（我が国の領域外におけるものに限る。）の実施を命ぜられ、又は第七条第一項の規定により搜索救助活動（我が国の領域外におけるものに限る。）の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官については、自衛隊員以外の者の犯した犯罪に関しては適用しない。

（政令への委任）

第十二条 この法律に特別の定めがあるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成十一年一月二二日法律第一六〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則 （平成十二年一月二六日法律第一四五号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成十八年一月二二日法律第一一八号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成十九年六月八日法律第八〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成二十七年九月三〇日法律第七六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

別表第一（第三条関係）

種類	内容
補給	給水、給油、食事の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
輸送	人員及び物品の輸送、輸送用資材の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
修理及び整備	修理及び整備、修理及び整備用機器並びに部品及び構成品の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
医療	傷病者に対する医療、衛生機具の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
通信	通信設備の利用、通信機器の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
空港及び港湾業務	航空機の離発着及び船舶の出入港に対する支援、積卸作業並びにこれらに類する物品及び役務の提供
基地業務	廃棄物の収集及び処理、給電並びにこれらに類する物品及び役務の提供
宿泊	宿泊設備の利用、寝具の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
保管	倉庫における一時保管、保管容器の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
施設の利用	土地又は建物の一時的な利用並びにこれらに類する物品及び役務の提供
訓練業務	訓練に必要な指導員の派遣、訓練用器材の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
備考	物品の提供には、武器の提供を含まないものとする。

別表第二（第三条関係）

種類	内容
補給	給水、給油、食事の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
輸送	人員及び物品の輸送、輸送用資材の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
修理及び整備	修理及び整備、修理及び整備用機器並びに部品及び構成品の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
医療	傷病者に対する医療、衛生機具の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
通信	通信設備の利用、通信機器の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
宿泊	宿泊設備の利用、寝具の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
消毒	消毒、消毒機具の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
備考	物品の提供には、武器の提供を含まないものとする。

「平和安全法制」の構成

整備法

(一部改正を束ねたもの)

参考

平和安全法制整備法：我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律

- | |
|--|
| 1. 自衛隊法 |
| 2. 国際平和協力法
国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律 |
| 3. 周辺事態安全確保法 → 重要影響事態安全確保法に変更
重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律 |
| 4. 船舶検査活動法
重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律 |
| 5. 事態対処法
武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和及び独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律 |
| 6. 米軍行動関連措置法 → 米軍等行動関連措置法に変更
武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律 |
| 7. 特定公共施設利用法
武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律 |
| 8. 海上輸送規制法
武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律 |
| 9. 捕虜取扱い法
武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律 |
| 10. 国家安全保障会議設置法 |

※左記の他、技術的な改正を行う法律が10本

新規制定（1本）

国際平和支援法：国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律

「平和安全法制」主要事項の一覧

平和安全法制整備法

- | | |
|---|--|
| <p>1. 自衛隊法の改正</p> <ul style="list-style-type: none">・在外邦人等の保護措置・米軍等の部隊の武器等の防護・平時における米軍に対する物品役務の提供の拡大・国外犯処罰規定 <p>2. 重要影響事態安全確保法（周辺事態安全確保法の改正）</p> <ul style="list-style-type: none">・我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態における米軍等への支援を実施すること等、改正の趣旨を明確にするための目的規定の見直し・日米安保条約の目的の達成に寄与する活動を行う米軍以外の外国軍隊等に対する支援活動を追加・支援メニューの拡大 <p>3. 船舶検査活動法の改正</p> <ul style="list-style-type: none">・周辺事態安全確保法の見直しに伴う改正・国際平和支援法に対応し、国際社会の平和と安全に必要な場合の船舶検査活動の実施 <p>4. 国際平和協力法の改正</p> <ul style="list-style-type: none">・国連PKO等において実施できる業務の拡大（いわゆる安全確保、駆け付け警護）、業務に必要な武器使用権限の見直し・国連が統括しない人道復興支援やいわゆる安全確保等の活動の実施 | <p>5. 事態対処法法制の改正</p> <ul style="list-style-type: none">・存立危機事態の名称、定義、手続等の整備（事態対処法）・存立危機事態に対処する自衛隊の任務としての位置付け、行動、権限等（自衛隊法）・武力攻撃事態等に対処する米軍に加えて、武力攻撃事態等における米軍以外の外国軍隊存立危機事態における米軍その他の外国軍隊に対する支援活動を追加（米軍等行動関連措置法）・武力攻撃事態等における米軍以外の外国軍隊の行動を特定公共施設等の利用調整対象に追加（特定公共施設利用法）・存立危機事態における海上輸送規制の実施（海上輸送規制法）・存立危機事態における捕虜取扱い法の適用（捕虜取扱い法） <p>6. 国家安全保障会議設置法の改正</p> <ul style="list-style-type: none">・法改正等を踏まえた審議事項の整理 |
|---|--|

国際平和支援法：国際社会の平和及び安全の確保のために共同して対処する諸外国軍隊に対する支援活動の実施

資料 27

駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（抜粋）

平成 19 年 5 月 30 日（平成 19 年法律第 67 号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、駐留軍等の再編を実現することが、我が国の平和及び安全の維持に資するとともに、我が国全体として防衛施設の近隣住民の負担を軽減する上で極めて重要であることに鑑み、駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の増加に配慮することが必要と認められる防衛施設の周辺地域における住民の生活の利便性の向上及び産業の振興並びに当該周辺地域を含む地域の一体的な発展に寄与するための特別の措置等を講じ、もって駐留軍等の再編の円滑な実施に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 駐留軍 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づいて日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊をいう。

二 駐留軍等の再編 平成十八年五月一日にワシントンで開催された日米安全保障協議委員会において承認された駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関の編成、配置又は運用の態様の変更（当該変更が航空機（回転翼航空機を除く。）を保有する部隊の編成又は配置の変更である場合にあっては、当該航空機を搭載し、当該部隊と一体として行動する艦船の部隊の編成又は配置の変更を含む。）をいう。

三 防衛施設 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（第九条第一項第五号において「日米地位協定」という。）第二条第一項の施設及び区域並びに自衛隊の施設（これらの設置又は設定が予定されている地域又は水域を含む。）をいう。

（基本理念等）

第三条 駐留軍等の再編の実施に当たっては、これを迅速かつ一体的に実施するために必要となる措置が適切に講ぜられ、我が国を含む国際社会の安全保障環境の変化に的確に対応し得るよう配慮されなければならない。

2 駐留軍等の再編の実施に当たっては、これに関係する防衛施設の周辺地域の住民の福祉の向上に寄与するための措置が適切に講ぜられ、駐留軍等の再編に対する幅広い国民の理解が得られるよう配慮されなければならない。

3 関係行政機関の長は、駐留軍等の再編の円滑かつ確実な実現のため、この法律に基づく措置その他の措置を実施するに当たっては、相互に密接な連携を図りながら協力しなければならない。

第二章 再編関連特定周辺市町村に係る措置

（再編関連特定防衛施設の指定）

第四条 防衛大臣は、駐留軍等の再編に当たり、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当し、又は該当すると見込まれる防衛施設であって、当該事由によるその周辺地域における住民の生活の安定に及ぼす影響の増加に配慮することが必要と認められるものを再編関連特定防衛施設として指定することができる。

一 駐留軍等の再編として、駐留軍若しくは自衛隊の部隊若しくは機関の編成が変更され、又はそれらが新たに配置されること。

二 駐留軍等の再編として、他の防衛施設に所在する駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関が訓練のために新たに使用すること。

2 防衛大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議するものとする。

3 防衛大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、その旨を官報で公示するものとする。

（再編関連特定周辺市町村の指定）

第五条 防衛大臣は、再編関連特定防衛施設の周辺地域をその区域とする市町村（政令で定める範囲内のものに限る。）について、前条第一項各号に掲げる事由による当該再編関連特定防衛施設の周辺地域における住民の生活の安定に及ぼす影響の増加の程度及びその範囲を考慮し、当該市町村において再編関連特別事業（公共用の施設の整備その他の住民の生活の利便性の向上及び産業の振興に寄与する事業であって、政令で定めるものをいう。次条において同じ。）を行うことが当該再編関連特定防衛施設における駐留軍等の再編の円滑かつ確実な実施に資するため必要であると認めるときは、当該市町村を再編関連特定周辺市町村として指定することができる。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による指定について準用する。

（再編交付金）

第六条 国は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、再編関連特定周辺市町村に係る再編関連特定防衛施設における駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の増加の程度及びその範囲を考慮し、当該駐留軍等の再編の実施に向けた措置の進捗状況及びその実施から経過した期間に応じ、当該再編関連特定周辺市町村に対し、再編関連特別事業に係る経費に充てるため、再編交付金を交付することができる。

在日米軍の統合軍司令部への アップグレードの開始について

令和 7 年 3 月
防 衛 省

在日米軍の統合軍司令部へのアップグレードの開始について

1. 概要

- ◆ 2024年4月、日米は日米首脳会談において「二国間でそれぞれの指揮・統制の枠組みを向上させる」旨コミットメント。これを受け、同年7月の日米「2+2」において、米国は、在日米軍をインド太平洋軍司令官隷下の統合軍司令部として再構成（アップグレード）する意図を表明。
- ◆ 令和7年3月、自衛隊の統合作戦司令部（JJOC）の創設とタイミングを合わせ、在日米軍は統合軍司令部へのアップグレードを開始。
- ◆ 自衛隊と米軍の運用面での協力をより一層強化するため、新たに、JJOCと米軍の連携を専門に扱う部署を設置。
- ◆ 新設された当該部署の人員は、赤坂プレス・センターのサテライト・オフィスを拠点とし、日常的に防衛省・自衛隊等のカウンタートと連絡・調整を行う予定。なお、本部署の設置のみをもって、在日米軍が統合軍司令部にアップグレードされたこととなるわけではなく、統合軍司令部が赤坂プレスセンターに設置されるものではない。
- ◆ 今般開始された在日米軍の統合軍司令部へのアップグレードについては、今後も米国内での検討を経た上で段階的に進められるものであり、引き続き、日米の作業部会を通じ議論。

2. 意義

- ◆ インド太平洋地域の安全保障環境上の課題が一層複雑さを増す中、今般の在日米軍のアップグレードの開始は、平時及び緊急事態における相互運用性及び日米間の共同活動に係る協力の深化の促進に向けたものであり、また、新たにJJOCと米軍の連携を専門に扱う部署が設置されたことは、日米間の一層緊密な連携にもつながる。

在日米軍の統合軍司令部へのアップグレードの開始について

3. アップグレードに伴う影響

- ◆ アップグレードに伴う影響について米側からは、
 - ・ 一般の在日米軍の統合軍司令部へのアップグレードの開始は、在日米軍内部に自衛隊と米軍の連携を専門に扱う部署を設置するものであり、これまでの在日米軍の役割を担い続けることに変わりはない。
 - ・ また、新設される部署に所属する要員の多くは、既に在日米軍に配置されている要員が再配置されるものであり、一般の部署の設置によって在日米軍司令部全体の人員が大幅に増加する見込みはない。
 - ・ 新たな施設の新設や大規模改修の予定はない。また、航空機等の地元に影響が生じるような新たなアセットの配備をする計画は現在なく、近隣への騒音等の影響は発生しない。

との説明を受けている。

- ◆ こうしたことから、防衛省としては基地負担の増加にはつながらるものではないと認識している。いずれにしても、米側の統合軍司令部の細部については、引き続き、米国内での検討を経た上で日米の作業部会で議論されていくところ、今後とも米側に対し、周辺住民の方々への影響が最小限となるよう粘り強く働きかけるなど、可能な限り基地負担の軽減に努めてまいる。

米軍横田飛行場における在日米宇宙軍の新編について

令和6年11月
防衛省
外務省

米軍横田飛行場における在日米宇宙軍の新編について

1. 概要

- ◆ 令和6年12月4日（水）に米軍横田飛行場に在日米宇宙軍が新編される予定。
- ◆ 在日米軍司令部との連携強化や第5空軍からの支援、その他の組織との円滑な調整の実施といった観点から、米軍横田飛行場に設置。
- ◆ 在日米宇宙軍はインド太平洋宇宙軍隷下の部隊として新編され、新編時点における組織の規模は10名程度を予定。（司令官は大佐級を予定。）
- ◆ 在日米軍に宇宙領域に関する知見を提供する窓口となるほか、米宇宙軍と防衛省・自衛隊をはじめとする関係省庁・機関の宇宙関係部局との調整の円滑化に資するもの。

2. 意義

- ◆ 宇宙空間の安定的な利用の確保が重要となる中、国家防衛戦略において日米共同による宇宙を含む領域横断作戦を円滑に実施するための協力及び相互運用性を高めるための取組を一層深化させる重要性を確認。こうした観点から、在日米宇宙軍の新編は日米同盟の抑止力・対処力の強化に資すると認識。

3. 新編に伴う影響

米側からは、

- ◆ 現時点では、横田飛行場の既存施設を活用して運用することから、新たなレーダーやアンテナの設置、施設の建設は予定していない。
- ◆ 現時点では、新たなアセットの配備はなく、近隣への騒音等の影響は発生しない。
- ◆ 配置される隊員については、横田飛行場内の施設又は必要に応じて民間住宅等に居住し、日本に赴任するにあたり、必要な教育を十分に行う。

との説明を受けている。